

## 甲斐市議会 決算審査特別委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年9月4日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（14名）

委員長	清水和弘君	副委員長	加藤敬徳君
	若尾彰子君		安倍健治君
	保坂康君		樋口孝之君
	谷口和男君		金丸幸司君
	滝川美幸君		金丸寛君
	小澤重則君		松井豊君
	内藤久歳君		藤原正夫君

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（1名）

議長 秋山照雄君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	大 嶋 正 之 君	生活環境部長	望 月 新 路 君
福祉部長	早 川 英 彦 君	公営企業部長	小宮山 尚 君
収納課長	保 坂 俊 和 君	保険課長	金 子 智 奈 美 君
市民活動支援課長	久保田 浩 君	環境課長	伊 藤 敦 君
長寿推進課長	藤 原 布 美 君	上下水道業務課長	保 坂 義 実 君
上下水道工務課長	中 島 茂 樹 君	収納管理係長	井 尻 一 雄 君
徴収係長	花 野 志 穂 君	国民健康保険税係長	名 取 綾 子 君
高齢者医療・年金係長	鷹 野 美 穂 君	市民生活係長	森 田 健 一 君

環境保全係長	根津秀樹君	長寿あんしん係長	中込浩司君
介護保険係長	川上恵美君	介護予防推進係長	廣田あけみ君
介護認定審査会係長	久津間美幸君	上水道総務係長	藤井亮一君
下水道総務係長	加藤実奈君	経理徴収係長	八巻加奈君
上水道施設係長	池田靖君		

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中澤一昭	書記	藤井涼子
書記	深澤隼人		

#### 審査内容

- 1 認定第 2 号 令和 5 年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 2 認定第 3 号 令和 5 年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 3 認定第 4 号 令和 5 年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 4 認定第 5 号 令和 5 年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件
- 5 認定第 6 号 令和 5 年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 6 認定第 7 号 令和 5 年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件
- 7 認定第 8 号 令和 5 年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 8 認定第 9 号 令和 5 年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 9 認定第 10 号 令和 5 年度甲斐市水道事業会計決算認定の件
- 10 認定第 11 号 令和 5 年度甲斐市簡易水道事業会計決算認定の件
- 11 認定第 12 号 令和 5 年度甲斐市下水道事業会計決算認定の件

開会 午前 9時26分

○書記（深澤隼人君） おはようございます。

ただいまから決算審査特別委員会を始めさせていただきます。

本日は決算参考資料のナンバー3、ナンバー4、ナンバー5、ナンバー9と指定管理者導入施設の実績についてを使いますので、ご用意をお願いいたします。

それでは、委員長挨拶。

清水委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 改めまして、おはようございます。

連日の決算審査特別委員会、ご出席ご苦労さまでございます。4日続いて実施されました決算特別委員会も本日をもって最終日となります。引き続き、円滑・十分な審議がなされますよう、各位にご協力をお願いして、挨拶と代えさせていただきます。

---

○委員長（清水和弘君） ただいまの出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会します。

なお、藤原委員は遅刻の連絡がありましたのでご報告をいたします。

---

○委員長（清水和弘君） 本日は決算審査特別委員会の最終日になります。各特別会計及び各企業会計の審査を行います。限られた時間内での審査ですので、委員各位のご協力をお願いいたします。

審査に当たり、質疑は一問一答で行い、質問の際は、決算参考資料のページと事業名を言っていたら、簡潔にお願いします。

また、当局側の答弁も簡潔に説明していただきたいと思います。皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

認定第2号 令和5年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題としま

す。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明をお願いいたします。

金子保険課長。

○保険課長（金子智奈美君） おはようございます。

保険課から、国民健康保険特別会計の決算につきましてご説明いたします。

決算書の161ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございます。2の歳入額68億9,847万1,590円に対しまして、3の歳出額68億1,663万9,849円、4の歳入歳出差引過不足額は8,183万1,741円でございます。

それでは、歳入につきましてご説明いたします。

決算書168、169ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税の調定額15億4,739万81円に対し、収入済額13億3,134万7,583円、収納率は現年課税分94.75%、滞納繰越分30.04%、合計85.88%で、前年度と比較して現年課税分は0.61ポイント、滞納繰越分は1.46ポイント下がっておりますが、全体では0.82ポイント上昇しております。

不納欠損額1,552万6,822円につきましては、時効消滅、執行停止、即時消滅等によるものでございます。

続いて、税目ごとにご説明いたします。

1目一般被保険者国民健康保険税、収入済額13億3,125万5,384円、2目退職被保険者等国民健康保険税、収入済額9万2,199円、内訳につきましては、各節のとおりでございます。

一般被保険者国民健康保険税につきましては、社会保険加入適用の拡大や75歳年齢到達による後期高齢者医療制度への移行などの理由により、被保険者数の減少に伴い減少しております。また退職被保険者等国民健康保険税につきましては、退職者医療制度の終了により現年課税分はなく、滞納繰越分のみとなっております。

次に、2款使用料及び手数料、1項1目手数料、1節督促手数料、収入済額は89万667円でございます。

170、171ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節災害臨時特例補助金、収入済額3万9,000円につきましては、東日本大震災に伴う医療費の一部負担金免除の特例措置により国から交付される補助金でございます。

次に、3目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金、収入済額5万6,000円につきましては、マイナンバーカードの保険証利用における普及促進として、パンフレット印刷の経費に対する国からの補助金でございます。

次に、97目1節出産育児一時金補助金、収入済額25万円につきましては、令和5年度から出産育児一時金が42万から50万円に増額されたことに伴い、国保事業運営の安定化を図ることを目的として、国から1件当たり5,000円、概算で50件分が臨時交付されたものでございます。

次に、県4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金（普通交付分）、収入済額46億2,157万9,119円につきましては、本市の被保険者が医療機関にかかった保険給付に必要な費用が県から交付されるものでございます。2節保険給付費等交付金（特別交付分）、収入済額1億4,732万円は保険者努力支援分及び特定健康診査負担金並びに国民健康保険税の軽減に対する特別調整交付金でございます。

次に、3目1節ひとり親家庭医療対策事業費補助金、収入済額172万173円及び4目1節重度心身障がい者医療対策事業費補助金、収入済額9万9,038円につきましては、県単独事業による医療費窓口無料化に伴う医療費の増加分の2分の1を県から補助金として交付されるものでございます。

172、173ページをお願いいたします。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金、収入済額48万7,000円は財政調整基金の運用利子でございます。

次に、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、収入済額2億2,263万1,358円は低所得者に対して国保税を軽減した補填分の繰入れでございます。2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、収入済額1億2,038万1,857円は保険者の財政基盤強化施策として、低所得者を多く抱える保険者を支援するものでございます。3節職員給与費等繰入金、収入済額9,574万9,438円につきましては、職員の人件費と事務費に対する繰入れでございます。4節出産育児一時金繰入金、収入済額1,211万1,617円は出産育児一時金38件の3分の2に相当する金額の繰入れでございます。5節財政安定化支援事業繰入金、収入済額1,638万8,000円は国保財政の健全化、税負担の標準化に資することを目的としており、被保険者の税負担能力や高齢者の割合に応じて、国の算定に基づく繰入れでございます。6節その他一般会計繰入金、収入済額1,051万3,802円につきましては、ひとり親、重度心身障がい者医療に対する県単窓口無料化事業及び市の子ども医療費の窓口

無料化事業に対して、医療費の増加分の2分の1の繰入れでございます。7節未就学児均等割保険税繰入金、収入済額364万7,985円につきましては、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、未就学児の均等割額保険税を5割減額し、減額相当額を繰り入れるものでございます。8節産前産後保険税繰入金、収入済額7万7,058円につきましては、子育て世帯への経済的負担軽減、次世代育成の育成支援の観点から、令和6年1月1日に施行した国民健康保険被保険者に係る産前産後期間の保険税の免除相当額を繰り入れるものでございます。

2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金、収入済額は2億6,007万6,000円でございます。

次に、7款1項1目1節繰越金、収入済額1,569万1,322円は、前年度からの繰越金でございます。

174、175ページをお願いいたします。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目1節一般被保険者延滞金、収入済額1,608万9,341円は、過年度分保険税納付に係る延滞金収入でございます。

2項雑入、2目1節一般被保険者第三者納付金、収入済額1,313万3,421円は交通事故等で第三者に原因がある傷病に係る医療費について被保険者の利便性を図るため、一時的に国民健康保険から支出し、後日、損害保険会社等から第三者が負担すべき額が国保会計へ支払われるもので131件ございました。

4目1節一般被保険者返納金、収入済額658万7,881円ではありますが、これは被保険者が国保資格の喪失後に保険診療を使った場合、国保負担分である7割または8割分を返納したもので643件ございました。また、不納欠損額23万3,786円は、一般被保険者返納金の請求権を執行する5年を経過したもので、対象者は平成30年度調定分の27人、44件でございます。

6目1節雑入、収入済額162万3,888円につきましては、令和4年度の普通交付金の精算に伴う県からの追加交付分でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

決算書は178、179ページからになりますが、歳出につきましては、決算参考資料ナンバー3でご説明させていただきます。決算参考資料ナンバー3の8ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー01総務管理関係職員費、支出済額5,917万6,988円は、財源内訳のその他は一般会計からの繰入れ、事業内容につきまし

ては、職員9人分の人件費でございます。

ナンバー03一般管理費、支出済額2,808万8,786円、財源内訳の国・県支出金は、国の社会保障税番号制度システム整備補助金、県の保険給付費等交付金（特別交付分）、その他は一般会計繰入金で、国保の加入・喪失の届出、また保険給付に要する事務費といたしまして、消耗品、印刷製本費、被保険者証等の郵便料、診療報酬明細書点検事務委託料等でございます。

次に、2目ナンバー01連合会負担金、支出済額279万6,866円、財源内訳のその他は一般会計繰入金で、山梨県国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

次に、2項徴税費、1目賦課徴収費、ナンバー03賦課徴収費、支出済額706万7,864円、財源内訳の国・県支出金は県の保険給付費等交付金（特別交付分）、その他は一般会計繰入金で、国民健康保険税の賦課徴収に要する事務費といたしまして、消耗品、印刷製本費、納税通知関係の郵便料、口座振替手数料等でございます。

9ページをお願いいたします。

3項1目ナンバー01運営協議会費、支出済額12万979円、財源内訳のその他は一般会計繰入金で、国民健康保険運営協議会委員18人の報酬と消耗品でございます。

次に、2款保険給付費は、主に被保険者の自己負担分以外の医療費を山梨県国民健康保険団体連合会に支払い、そこから各医療機関に支払われるものでございます。財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（普通交付分）でございます。

1項療養諸費、1目ナンバー01一般被保険者療養給付費、支出済額40億113万9,048円、一般被保険者に対する保険給付でございます。

次に、2目ナンバー01退職被保険者等療養給付費につきましては、支出はございませんでした。

10ページをお願いいたします。

3目ナンバー01一般被保険者療養費、支出済額4,215万9,315円、一般被保険者に対する補装具等療養費で、コルセット、はり・きゅう、柔道整復師等の給付でございます。

次に、4目ナンバー01退職被保険者等療養費につきましては、支出はございませんでした。

次に、5目ナンバー01審査支払手数料、支出済額1,475万1,240円、診療報酬明細書審査支払手数料を国保連合会に支払ったものでございます。

11ページをお願いいたします。

2項高額療養費につきましては、医療先進技術、新生物の病気等により医療費が高額になったとき、所得区分による自己負担限度額を超えた分を支給するものでございます。

1目ナンバー01一般被保険者高額療養費、支出済額5億8,865万7,425円、給付件数は9,940件でございました。

次に、2目ナンバー01退職被保険者等高額療養費につきましては、支出はございませんでした。

次に、3目ナンバー01一般被保険者高額介護合算療養費、支出済額82万9,365円、同じ世帯で国保と介護保険の両方から高額療養費の給付を受けた場合に自己負担額が高額になったときには、国保と介護を合わせた自己負担額を超えた分を支給するもので、43件ございました。

12ページをお願いいたします。

4目ナンバー01退職被保険者等高額介護合算療養費、次の1目ナンバー01一般被保険者移送費、次の2目ナンバー01退職被保険者等移送費につきましては、支出はございませんでした。

13ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費、1目ナンバー01出産育児一時金、支出済額1,816万7,426円、財源内訳の国・県支出金は、出産育児一時金が42万円から50万円に増額されたことに伴う補助金です。その他は一般会計繰入金で、出産育児一時金の件数は38件でございます。

次に、2目ナンバー01支払手数料、支出済額7,350円、こちらは出産育児一時金を本市に代わり国保連合会から直接医療機関へ支払う手数料でございます。

次に、5項葬祭諸費、1目ナンバー01葬祭費、支出済額475万円、1件5万円の95件分でございます。

14ページをお願いいたします。

6項1目ナンバー01傷病手当金、支出済額3万5,783円は1件分で、財源内訳につきましては、全額県支出金の保険給付費等交付金（特別交付分）でございます。新型コロナウイルス感染等により就労ができない場合に支給するものであり、コロナ感染症が2類から5類へ移行した令和5年5月7日までの感染について支給しております。

次に、3款国民健康保険事業費納付金につきましては、県全体の医療費を県が見込み、各市町村の所得水準や被保険者数等に応じて市町村ごとに納付金を算定するもので、県への支払いでございます。財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）及

び窓口無料化に伴う対策事業費補助金、その他は一般会計繰入金でございます。

1 項医療給付費分、1 目ナンバー01一般被保険者医療給付費分、支出済額13億2,117万1,488円でございます。次に、2 目ナンバー01退職被保険者等医療給付費分、支出済額57万8,733円でございます。

15ページをお願いいたします。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目ナンバー01一般被保険者後期高齢者支援金等分、支出済額4億7,626万2,116円、2 目ナンバー01退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましては、支出はございませんでした。

3 項1 目ナンバー01介護納付金分、支出済額1億5,992万7,853円、介護分の納付金でございます。

16ページをお願いいたします。

4 款1 項共同事業拠出金、1 目ナンバー01共同事業事務費拠出金、支出済額234円、退職被保険者の振替事務リストを作成する経費でございます。

次に、6 款保健事業費、1 項1 目特定健康診査等事業費につきましては、高齢化に伴い生活習慣病の割合が増加していることから、病気の予防や早期発見を目的に健康診査、保健指導を行っている事業であり、財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）の中の特定健康診査等負担金でございます。

ナンバー01特定健康診査費、支出済額5,447万3,040円は特定健康診査に係る臨時に雇用した看護師、保健師の賃金、郵送料等の事務費、集団健診や人間ドックの委託料及び令和5年度末に策定いたしました第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画の策定委託料でございます。

ナンバー02特定保健指導費、支出済額295万6,308円、特定保健指導に係る賃金、郵送料、委託料などがございます。

次に、2 項保健事業費、2 目ナンバー01疾病予防費、支出済額608万2,442円、財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）、医療費通知の作成委託料と郵送料でございます。

17ページをお願いいたします。

7 款1 項基金積立金、1 目ナンバー01財政調整基金積立金、支出済額1,959万9,000円、前年度繰越分から1,911万2,000円と基金の運用利子48万7,000円を積み立てたものでございます。

次に、8款1項公債費、1目ナンバー01利子につきましては、支出はございませんでした。

次に、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目ナンバー01一般被保険者保険税還付金、支出済額736万6,900円、過去に遡って国保資格を喪失した場合などに納付済みの国保税を還付したものでございます。

18ページをお願いいたします。

2目ナンバー01退職被保険者等保険税還付金につきましては、支出はございませんでした。次に、3目ナンバー01一般被保険者保険税還付加算金、支出済額3万4,300円でございます。次に、4目退職被保険者等保険税還付加算金につきましては、支出はございませんでした。

19ページをお願いいたします。

5目ナンバー01償還金、支出済額45万9,000円、国庫負担金等の確定に伴う返還金でございます。

最後に、10款1項1目ナンバー01予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

先に、所管の委員の質疑を行います。

所管は厚生環境常任委員会になります。

質疑ありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 決算書のほうの192ページですかね、こちらで基金がのっかっているんですけども、2027年度に山梨県ほか4県で一本化というんですかね、何か山梨県でやるということなんですけれども、そうなるとこの財政調整基金へまだ12億1,800万ですか、残っているという形になるんですが、3年ぐらいで、これが使えなくなると言うんですよね。これに対する対応はどうする予定かお伺いしたいんですけれども。

○委員長（清水和弘君） 金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） 基金につきましては、実際その12年度に県へ統一したときに、使える項目がどの程度あるかということが、まだ示されていない状況でございます。保険税の税率の軽減とかには使えないということは多分決まっているかと思うんですが、そのほか

に何か使える部分があるかもしれないところもありまして、またどのぐらい残せば各市町村でも持っておりますので、どのぐらい残せば適当かというところも県のほうからまだ示されておらず、今年度から3年間にかけて、県と各市町村で協議を進めていくという中で示されてくるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 保険料率に使えるということなんですけれども、調整基金というのは毎年変わっていくものですよね。それで保険料率が仮に下がって赤字になれば、こちらから出すとかいうことができると思うんですけれども、その保険料率に使えるという根拠とか、それはどういうところから来ているんでしょう。

○委員長（清水和弘君） 金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） 12年度以降は県のほうで保険料率を全部一本化するという形になりますので、逆に県のほうで財政調整基金を積み立てている形になりますので、足りない分につきましてはそちらのほうで、貸付けなり何なりという形で使うというふうな運用になっております。各市町村のほうの持っている基金につきましては、今のところ考えられるのは、県のほうで決めました金額に対して収納率で低くて足りなかった分について、平均収納率を決めてきますので、それに対して足りなかった分を補填するというふうな形では使えるのではないかという、まだちょっと見込みなんですけど、そのようなお話を伺っております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 県の支払基盤安定繰入金ということで、各健康保険組合から県のほうに言って積み立てている金額で、各健康保険組合はこういう形で残っていつてしまうわけですよね。これで仮に納付金が足りなかったとして12億はちょっと多過ぎるんじゃないかとは思いますが、これ、その話ですと何年間かはそのまま残しておいて、12年以降に使うということになるんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） 12億の残高は5年度末の残高でございます。今年度も据え置いている形で、昨年度も取崩しをして保険料の据置き分を補填しているような状況になっておりますので、その辺は今年度もこの残高から取り崩すような形の予算組みをしておりますので、12年度末の時点でこの12億をそのまま持っていくという形はちょっと不可能とい

う中で考えております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 12年度でかなり減らしてもいいかと思しますので、うまく活用をお願いしたいと思います。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 9ページ、保険給付のところ、一般保険者に対する療養給付費というので、これ何名ぐらいの方に給付されているのか、その数をお願いします。

○委員長（清水和弘君） 金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） 一般被保険者の療養給付費ですが、令和5年度は25万3,953件ございました。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） その中で一番高額と申しますか、金額的に高額を支出したというものが分かれば教えていただきたい。

○委員長（清水和弘君） 金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） 一月の高額療養費の医療費最高額ですが950万3,890円、病名のほうが脊髄性筋萎縮症の方でございます。

以上でございます。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 13ページ、出産一時金で、これは国保に加入されている方に対する一時金給付だと思いますけれども、甲斐市の出産数というのはそちらでは捉えています、令和5年全体。

○委員長（清水和弘君） 金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） 申し訳ございません。市民全体の出産人数は捉えておりません。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 15ページ、01の一般被保険者後期高齢者支援金等分と、やはり人数、こういったところを言うに当たっては、やはり人数とか件数とか言うに当たっては非常に分かりやすいと思うんですが、いずれの場合もこうやってお聞きしなきゃならないこ

とがありますので、ぜひそこまで件数・人数等を同時に発表していただけたらありがたいんですけども、いかがでしょう。

○委員長（清水和弘君） 名取国民健康保険税係長。

○国民健康保険税係長（名取綾子君） こちらの納付金につきましては、全ての被保険者の方が後期高齢者医療のほうを支援するものでございますので、全ての国民健康保険の加入者、子供から74歳の方まで全ての方に支出していただいているものでございまして、これは県から示された納付金を納めているものでございますので、何人分というものではございません。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 何人分ではないという話なんですけど、これを納付する基準というのが県から示されて、それに基づいて当然支払っているという、その基準というものは何かあるんですか。

○委員長（清水和弘君） 名取係長。

○国民健康保険税係長（名取綾子君） こちらは全ての方が負担するというものでございますので、特に基準というものはございません。子供についても高齢者についても、いずれにしても均等割等ありますので、全ての方にご負担いただいているものでございます。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） じゃ、加入者全員という理解でよろしいですね。はい。

もう1点、お願いします。

16ページ、これも保健事業費6番、特定健診に係る事業費、これ特定健診、どのぐらい人数だったか。

○委員長（清水和弘君） 金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） 特定健診の実施人数は5,569人でした。対象者数が1万965人でしたので、パーセンテージは50.7%となっております。

以上でございます。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 参考資料16ページの保健事業特定健康診査費と保健指導費なんですけれども、こちら令和4年度と比較すると健康診査費が300万円ほど上がっているんですが、保健指導費はそれほど変わっていないんです。これは、健診の受診者は増えたけれども指導

にまで至る人がいなかったのか、それとも先ほどデータヘルス計画の策定もあったということなんですけれども、健診や指導の実績は大して変わらないが、そういった事務費といえますか、計画策定に経費がかかったのか、そのあたりをちょっと説明お願いします。

○委員長（清水和弘君） 金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） 令和5年度につきましては、若尾委員のおっしゃいましたように、第3期のデータヘルス計画を策定しております。そちらのほうの策定委託料が407万5,500円かかっておりますので、実質的には特定健診の審査費につきましては例年どおりぐらいだったと思われれます。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） ちょっと教えていただきたいんですけども。

13ページの葬祭費というのがあったんですけども、これはどういうところにどういう場合に支払われているものなんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） 葬祭費につきましては、国保の被保険者が亡くなられたときに、葬祭を行った方につきまして1件5万円支給するものでございます。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） それはもう全てのその対象者に自動的にというか払っているということではよろしいですか。

○委員長（清水和弘君） 金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） 一応、申請式にはなっておりますが、窓口のほうへお悔やみの手続にいらっしゃった方にご案内をいたしまして、こちらのほうで請求していただいて、指定された口座へ振り込むような形を取っております。

○委員長（清水和弘君） その他。

金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 15ページの01のところ、人数は全加入者ということなんです、全加入者というのはどのぐらいの人数が国保のほうに加入されています。

○委員長（清水和弘君） 名取係長。

○国民健康保険税係長（名取綾子君） 令和5年7月末になりますが、被保険者数が1万3,611人です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、次に、所管以外の質疑を行います。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 国保の範囲内で、ジェネリック医薬品の活用状況はどんな状況でしょうか。

○委員長（清水和弘君） 金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） ジェネリック医薬品の数量ベースでの資料なんですけれども、年間平均で令和5年は81.9%でございます。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第2号 令和5年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、認定第2号 令和5年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を終了します。

ここで暫時休憩し、一部職員が退出します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、認定第3号 令和5年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明をお伺いいたします。

金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） 引き続き保険課から、後期高齢者医療特別会計の決算についてご説明させていただきますが。

その前に、恐れ入りますが資料の訂正をお願いいたします。決算参考資料ナンバー03最終の21ページでございます。下から3行目、ナンバー01の一般会計の繰出金の右端の金額でございますが、事業内容の一覧の一般会計繰出金の金額が12万1,465円になっておりますが、12万465円の誤りでございますので、申し訳ありませんが120,465に訂正のほうをお願いいたします。

お手数をかけて申し訳ございませんが、よろしくをお願いいたします。

それでは、後期高齢者医療特別会計決算の説明のほうに入らせていただきます。恐れ入りますが、決算書の165ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございます。

2の歳入額9億6,691万9,428円に対しまして、3の歳出額9億5,840万3,128円、4の歳入歳出差引過不足額は851万6,300円でございます。

決算書の201ページをお願いいたします。

歳入からご説明のほうをさせていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料の調定額7億2,405万9,000円に対し、収入済額7億2,086万4,600円、収納率は現年度分99.57%、滞納繰越分63.00%、合計は99.47%で、前年度と比較して現年度分は0.22ポイントの減少、滞納繰越分は6.23ポイント増加しております。

1目特別徴収保険料、1節現年度分特別徴収保険料、収入済額4億4,160万3,640円は保険料の年金からの天引き分でございます。2目普通徴収保険料、1節現年度分普通徴収保険料、収入済額2億7,788万1,210円は年金からの天引きができない方や口座振替を選択した

方の保険料でございます。

2節滞納繰越分普通徴収保険料、収入済額137万9,750円、不納欠損分14万2,460円につきましては、執行停止、即時消滅によるものでございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目1節督促手数料は収入済額10万5,900円でございます。

次に、3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金、収入済額2億4,312万5,693円は、備考欄に記載しております職員給与費等繰入金として、山梨県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1人を含む職員4人分の人件費及び事務費繰入金でございます。また、保険基盤安定繰入金は低所得者に対する保険料軽減分と社会保険被扶養者であった方に対する軽減分の繰入れでございます。

次に、4款1項1目1節繰越金収入済額192万2,935円は、前年度からの繰越金でございます。

次に、5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料です。

202ページ、203ページをお願いいたします。

1目1節延滞金、収入済額6,100円は保険料の延滞金でございます。次の2目1節過料の収入はございませんでした。次に2項償還金及び還付加算金、1目1節保険料還付金89万4,200円は過年度分の保険料還付について、還付した金額を後期高齢者医療広域連合が負担するものでございます。次の2目還付加算金及び次の3目雑入につきましては収入はございませんでした。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

決算書は204、205ページからになりますが、歳出につきましては決算参考資料ナンバー3でご説明させていただきますので、決算参考資料ナンバー3の20ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー01総務管理関係職員費、支出済額3,142万2,362円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。事業内容につきましては、後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名を含む4人分の人件費でございます。

ナンバー02一般管理費、支出済額480万8,821円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、後期高齢者医療の資格管理における消耗品、被保険者発行手数料、発行郵便料、封

筒印刷、電算システム保守等の事務費でございます。

次に、2項1目ナンバー01徴収費、支出済額309万8,597円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金と督促手数料で、保険料の徴収に伴う納付書の印刷、発送等の事務費でございます。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、ナンバー01保険料等納付金8億7,614万9,183円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、徴収した保険料と低所得者保険料軽減分に係る基盤安定負担金で、いずれも山梨県後期高齢者医療広域連合へ納付したものでございます。

ナンバー02事務費納付金、支出済額4,190万9,000円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、県広域連合の運営にかかる費用として、被保険者数等に応じて負担するものでございます。

21ページをお願いいたします。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目ナンバー01保険料還付金、支出済額89万4,700円、財源内訳のその他は後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金等で、過年度の保険料の還付金でございます。次の2目還付加算金につきましては支出はございませんでした。

次に2項繰出金、1目ナンバー01一般会計繰出金、支出済額12万465円、令和4年度決算剰余金192万2,935円から、同年度の出納整理期間中の保険料収入180万2,470円を引いた額を一般会計へ繰り出したものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に、所管の委員の質疑を行います。

なお、所管は厚生環境常任委員会です。質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） これでいくと、どこでか分からないんですけども、後期高齢者で2割負担の方が増えてますよね。大体、人数とか年収等をちょっと教えてほしいんですけども。

○委員長（清水和弘君） 鷹野高齢者医療・年金係長。

○高齢者医療・年金係長（鷹野美穂君） 窓口が2割負担の被保険者数は、令和5年度2,269

人になっています。

年収につきましては、今、すみません、こちらだとちょっと今すぐ分からないので。

1人世帯の場合であれば住民税の課税所得額が28万円以上、かつ公的年金の収入額とその他合計所得金額の合計が200万円以上の方です。お二人以上、その世帯に被保険者がいる場合は、世帯内の被保険者で住民税課税所得が、最大、大きい方のほうの課税所得が28万円以上、かつ世帯内の被保険者全員の公的年金収入額と、その他の合計所得が320万円以上の被保険者、あとは同一世帯の被保険者になっています。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 2割負担が導入された当時、今200万って言ったんですけども、270万程度だったと思うんですよね。それで、市によっては急に2割負担になったので、独自に減免措置とかやっているというのも聞いたんですけども、そういうことはやってないでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 鷹野係長。

○高齢者医療・年金係長（鷹野美穂君） 山梨県においてはそういったことはしていません。

○委員長（清水和弘君） そのほかございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、次に所管以外の質疑を行います。質疑ありませんか。  
樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 1点だけ教えてください。

先ほども後期高齢者の質問があって、18ページですね。この後期高齢者の加入人数というのは今どのぐらいになっているんですか。

○委員長（清水和弘君） 鷹野係長。

○高齢者医療・年金係長（鷹野美穂君） 令和5年度末で1万788人になります。

○委員長（清水和弘君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） もうほとんど1割、2割、3割負担があるんですけども、今3割負担というのは何人ぐらいいるんですか。

○委員長（清水和弘君） 鷹野係長。

○高齢者医療・年金係長（鷹野美穂君） 令和5年度末の被保険者の3割の方は780人になっています。

○委員（樋口孝之君） 780人。はい、ありがとうございます。オーケーです。

○委員長（清水和弘君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で、質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第3号 令和5年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

以上で、認定第3号 令和5年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

それでは、再開を40分ということで休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時38分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、認定第4号 令和5年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は、歳入一括、歳出一括で行いたいと思います。

まず、初めに、歳入について一括で説明をお願いします。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） お疲れさまでございます。

長寿推進課より、認定第4号 令和5年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、説明させていただきます。よろしく申し上げます。

決算書の211ページをお願いします。

初めに、歳入歳出決算総括表により説明をさせていただきます。

令和5年度介護保険特別会計の予算現額は55億16万1,000円、歳入額は52億8,324万2,954円、歳出額は51億8,613万3,502円、歳入歳出差引額9,710万9,452円は、令和6年度へ繰り越すものです。

次に、決算書の218、219ページをお願いします。

歳入につきまして、介護保険特別会計歳入決算事項別明細書により説明をさせていただきます。

1款1項保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料及び2節現年度分普通徴収保険料、3節滞納繰越分保険料の合計調定額は12億677万6,014円であり、この3つの保険料の収入済額の合計は11億8,581万615円です。収納率につきましては、現年度分が99.41%、滞納繰越分が22.14%となっております。不納欠損額は426万7,390円で、主に滞納者の居所不明や死亡などの理由により、徴収権が消滅した保険料を不納欠損処分させていただいております。収入未済額は全体で1,669万8,009円となっております。

次に、2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、1節認定審査会共同設置負担金、収入済額999万7,558円は、介護認定審査会を構成する甲斐市を除く中央市及び昭和町からの負担金であり、均等割と申請件数等により、負担額を定めております。

次に、3款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、収入済額11万4,300円は、保険料未納者の督促手数料です。

2目介護保険事業手数料、収入済額36万6,900円は、訪問型・通所型介護予防サービス及び一般介護予防教室の手数料です。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金、収入済額9億4,410万3,423円は、保険給付費に係る国の負担分です。

2節過年度分介護給付費負担金は、ありませんでした。2項国庫補助金。

220、221ページをお願いします。

1目調整交付金、1節現年度分調整交付金、収入済額9,220万7,000円は、国から交付される調整交付金です。

2目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金、収入済額1,904万1,355円は、介護予防日常生活支援総合事業に係る国の負担分です。

3目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金、収入済額2,792万3,412円は、総合事業を除く包括的支援事業、任意事業に係る国の負担分です。

7目保険者機能強化推進交付金、1節現年度分保険者機能強化推進交付金、収入済額522万3,000円は、高齢者に対する自立支援、介護予防重度化防止や、給付費の適正化に資する取組の実施状況に応じ、国から交付される交付金です。

8目介護保険保険者努力支援交付金、1節現年度分介護保険保険者努力支援交付金、収入済額611万6,000円は、介護予防、健康づくりなどに資する取組を支援するため、実施状況に応じ国から交付される交付金です。

次に、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分介護給付費交付金、収入済額13億85万9,000円は、第2号被保険者である40歳から64歳までの介護保険料であり、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

2節過年度分介護給付費交付金は、ありませんでした。2目地域支援事業支援交付金。222、223ページをお願いします。

1節現年度分地域支援事業交付金、収入済額2,346万2,000円は、地域支援事業に対する交付金です。

次に、6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金、収入済額6億7,741万5,000円は、保険給付費に係る県の負担分です。

2節過年度分介護給付費負担金、収入済額105円は、令和2年度分の負担金再確定に伴う県の追加交付分です。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金、収入済額1,091万6,472円は、介護予防日常生活支援総合事業に対する県の負担分です。

2目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金、収入済額1,396万1,706円は、包括的支援事業任意事業に対する県の負担分です。

3目介護基盤整備等事業費補助金、1節現年度分介護基盤整備等事業費補助金、収入未済額1億7,812万円及び4目介護基盤開設準備等事業費補助金。

224、225ページをお願いします。

1節現年度分介護基盤開設準備等事業費補助金、収入未済額3,473万2,000円は、地域密着型サービス施設である看護小規模多機能型居宅介護事業所と、地域密着型特別養護老人ホ

ームの新設整備及び開設準備に係る県からの補助金で、年度内の整備完了が見込めないことから、翌年度に繰り越したため、収入未済となっております。

次に、7款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金、収入済額24万1,000円は、給付費支払準備基金に係る利子であります。

次に、8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金、収入済額5億9,300万円は、保険給付に係る市の負担分です。

2目地域支援事業繰入金、1節現年度分地域支援事業繰入金、収入済額1,091万6,472円は、介護予防日常生活支援総合事業に係る市の負担分です。

3目地域支援事業繰入金、1節現年度分地域支援事業繰入金、収入済額1,396万1,706円は、包括的支援事業（任意事業）に係る市の負担分です。

4目低所得者保険料軽減繰入金、1節現年度分低所得者保険料軽減繰入金、収入済額5,676万円は、第1号被保険者保険料の11の所得段階区分のうち、第1段階から第3段階までの区分の方の保険料を公費により軽減しておりますので、その分の国・県・市分の繰入金であります。

2節過年度分低所得者保険料軽減繰入金、収入済額325万5,000円は、令和4年度精算に伴う追加交付分の繰入金です。

5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金、収入済額4,986万6,620円は、長寿推進課介護保険係の職員7人分の人件費の繰入金です。

2節事務費等繰入金、収入済額4,686万4,890円は、介護保険事業運営のための事務費及び介護認定審査会の運営等に係る甲斐市の負担分の繰入金です。

2項基金繰入金、1目1節介護保険給付準備基金繰入金、収入済額8,007万9,000円は、前年度分の介護給付費及び地域支援事業費等の精算に伴う国・県支払基金への返還金の一部を基金から繰り入れたものです。

次に、1款1項1目1節繰越金、収入済額1億876万2,646円は、令和4年度決算に伴う繰越金です。

次に、10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目1節第1号被保険者延滞金、収入済額23万1,140円は、第1号被保険者の保険料の延滞金です。

2項1目雑入、1節第3者納付金、収入済額29万4,533円は、交通事故などによる第3者行為に伴う納付金です。

2節返納金、収入済額149万781円は、所得税の修正申告により、自己負担額の割合が増

えた方の返納金であります。

3節雑入、収入済額1,320円は、先ほどの返納金の支払いが遅れたことによる延滞金です。

以上、歳入の合計は52億8,324万2,954円です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に、所管の委員の質疑を行います。なお、所管は厚生環境常任委員会です。質疑ありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 肝心なことか分からないんですけども、介護保険料で大体天引きされていて、それができない方は納付すると思うんですけども、それをできなくて介護保険のサービスが受けられない方とかそういう方はいらっしゃるんですか。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 保険料が納付できなくてサービスを受けられないという方は、基本的にはないんですけども、ただ、給付制限などがかかる場合がございます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 一般的には受けられるサービスが、滞納していることによって受けられないサービスがあるということなんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） サービスが受けられないというわけではなくて、自己負担分の割合が増えるような状況になっております。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 割合が通常1割負担ですよね。それが何割負担になるということなんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 基本的に1割負担の方であれば3割になります。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

次に、所管以外の質疑を始めます。

質疑ございませんか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 決算書の221ページの、この中の介護保険保険者の努力支援交付金と  
いうのがあるんですけども、先ほど実績に応じて交付されるみたいなこと言ったけれども、  
どういった事業の内容なのか、教えてもらっていいですか。

○委員長（清水和弘君） 中込長寿あんしん係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金のことでございますが、これ  
らにつきましては、市町村における自立支援や重症化防止の取組など、市町村の取組につい  
て国が定める評価項目に沿って市町村が評価をし、その点数や国が交付金に対して充てた予  
算額の範囲内で交付されるものでございます。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 介護度、重度化を防いだりとか、いわゆるフレイル予防とかよく言わ  
れているのを、国のほうでそういう重症化したりとか、しないために交付される。先ほ  
ど実績に応じてというのがあったんですけども、例えば対象者ってどのぐらい、人数に応  
じて交付されてということですよ、要するに。

○委員長（清水和弘君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

この交付金につきましては、市町村が取組について評価できる部分と、実績を国が判断し  
て、点数を市町村の意向に関係なく決めるものによって点数として表され、予算額の範囲内  
で点数に応じて決めることとなっておりますので、具体的に何人が、例えばAという取組に  
ついて何人が参加したから幾ら交付されるといったルールではございません。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） これ、実際に金額だけじゃなくて、何か表というか数字的なものって  
示せるものってあるんですか、分かりやすく。

○委員長（清水和弘君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

大変恐縮ですが、この交付金につきましては、それぞれほぼ毎年のように国では評価項目  
とか考え方が変わってきております。ちなみに言うと、今の時点では申し訳ございませんが、

具体的に示せる資料というのは持ち合わせておりませんが、ただ、厚生労働省のホームページでは、一応点数のみで公表はされております。それは全国の市町村別、県も対象になりますので、都道府県別も公表されております。

○委員長（清水和弘君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで歳入について終了します。

次に、歳出について一括で説明を求めます。

藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） それでは、歳出について説明させていただきます。

歳出につきましては、決算参考資料ナンバー5の15ページをお願いいたします。決算書は228ページからになりますが、説明のほうは決算参考資料のほうでさせていただきます。

それでは、決算参考資料の15ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー01総務管理関係職員費、支出済額4,986万6,620円は、介護保険係職員7人分の人件費です。財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金です。

次に、ナンバー03事務所費、支出済額270万6,895円は、被保険者用パンフレット事務消耗品、封筒印刷代や郵便料のほか、銀行への紹介手数料、事業所台帳システム保守委託経費などがあります。財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金です。

次に、2目ナンバー01連合会負担金、支出済額104万4,581円は、介護給付費等の審査支払事務を委託しております国保連合会への事務共同処理手数料です。財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金です。

16ページをお願いします。

2項徴収費、1目ナンバー01賦課徴収費、支出済額529万3,132円は、介護保険料説明用パンフレット更新費のほか、介護保険料仮算定、本算定通知の郵送料、印刷業務委託料等、また、徴収嘱託員が使用する公用車の維持管理に伴う経費です。財源内訳のその他は、督促手数料と一般会計からの繰入金です。

次に、ナンバー02賦課徴収関係、会計年度任用職員等費、支出済額235万1,699円は、徴収嘱託職員1人分の人件費です。財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金です。

次に、3項1目、ナンバー01認定調査等費、支出済額1,860万7,220円は、介護認定の新規申請及び更新申請等の際、申請者の身体などの状況を調査する認定調査員の報酬、また、

認定調査に係る事務費のほか、主治医意見書の作成手数料及び認定訪問調査委託料です。財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金です。

17ページをお願いします。

4項1目介護認定審査会費、ナンバー01介護認定審査会関係職員費、支出済額605万9,256円は、甲斐市、中央市、昭和町で共同設置しております介護認定審査会の職員1人分の人件費です。財源内訳のその他は、構成市町の負担金及び一般会計からの繰入金です。

次に、ナンバー03介護認定審査会費、支出済額2,070万3,192円は、介護認定に係る審査や判定を行う審査会委員20人の報酬、認定審査会事務費、審査会システムの保守及び機器の維持管理委託料等です。財源内訳のその他は、構成市町の負担金及び一般会計からの繰入金です。

次に、5項1目ナンバー01地域介護福祉空間整備費等補助金、未執行額2億1,285万2,000円は、地域密着型サービス施設の新設整備等に係る県からの補助金で、令和6年度に繰り越しております。

18ページをお願いします。

初めに、2款保険給付費の財源内訳の説明をさせていただきます。財源内訳の国・県支出金は、給付に対する国及び県からの支出金であり、その他は市の負担分と第2号被保険者の保険料であります。

1項介護サービス等諸費は、介護度が要介護1から要介護5の方が居宅や通所において利用する介護サービスに係る給付費です。

1目ナンバー01居宅介護サービス等給付費、支出済額21億6,054万162円は、訪問・通所短期入所サービス等に係る給付費です。

次に、ナンバー02居宅介護福祉用具購入等費、支出済額483万8,203円は、入浴補助用具やポータブルトイレなどの福祉用具購入に対する給付費です。

次に、ナンバー03居宅介護住宅改修等費、支出済額960万5,275円は、居宅の廊下や階段などへの手すりやスロープなどの設置や段差の解消などの住宅改修に対する給付費です。

次に、2目ナンバー01地域密着型介護サービス等給付費、支出済額10億7,446万8,736円は、住み慣れた地域において気軽に利用できる介護サービスに関する給付費で、地域密着型通所介護や認知症対応型共同生活介護などのサービスに係る給付費です。

19ページをお願いします。

3目ナンバー01施設介護サービス給付費、支出済額8億6,835万2,794円は、介護老人福

祉施設、介護老人保健施設などへの入所に係るサービス給付費です。

次に、4目居宅介護サービス計画等給付費、ナンバー01居宅介護サービス計画給付費、支出済額2億9,177万6,361円は、居宅介護サービス計画作成に係る給付費です。

20ページをお願いします。

次に、2項介護予防サービス等諸費は、介護度が要支援1と要支援2の要支援者が居宅や通所において利用する介護サービスに係る給付費です。

1目ナンバー01介護予防サービス等給付費、支出済額7,049万5,552円は、訪問、通所、短期入所などのサービスに係る給付費です。

次に、ナンバー02介護予防福祉用具購入等費、支出済額84万6,618円は、福祉用具購入に対する給付費です。

次に、ナンバー03介護予防住宅改修費、支出済額344万3,464円は、手すりやスロープの設置など、住宅改修に係る給付費です。

次に、2目ナンバー01地域密着型介護予防サービス等給付費、支出済額213万7,392円は、認知症対応型共同生活介護サービスに係る給付費です。

次に、3目ナンバー01介護予防サービス計画等給付費、支出済額1,434万2,250円は、要支援者の介護予防サービス計画作成に係る給付費です。

21ページをお願いします。

3項その他諸費、1目ナンバー01審査支払手数料、支出済額632万4,004円は、介護報酬の審査に伴う国保連合会への審査支払手数料です。

次に、4項高額介護サービス等諸費、1目ナンバー01高額介護サービス費、支出済額9,524万278円は、要介護1から5までの要介護認定者が1か月内において介護サービス利用者負担の上限額を超えた場合、高額介護サービス費の該当となりますので、その超過分を給付するものです。

次に、2目ナンバー01高額介護予防サービス費、支出済額9万6,313円は、要支援1、2の要支援認定者に係るもので、先ほどの高額介護サービス費の給付内容と同様であります。

22ページをお願いします。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目ナンバー01高額医療介護合算サービス費、支出済額1,492万6,269円は、要介護認定者に係る医療、介護の負担額が年間基準額を上回った場合、その差額を所得の割合に応じて給付するものです。

次に、2目ナンバー01高額医療合算介護予防サービス費、支出済額9万370円は、要支援

認定者に係る給付費で、先ほどの高額医療合算介護サービス費の給付内容と同様です。

次に、7項特定入所者介護サービス等費、1目ナンバー01特定入所者介護サービス費、支出済額1億2,174万553円は、要介護認定の施設入所者で低所得者の負担軽減を図るため、食費と居住費の軽減のための給付費です。

23ページをお願いします。

2目ナンバー01特定入所者支援サービス費、支出済額7万5,762円は、要支援認定者に係る給付費で、先ほどの特定入所者介護サービス費の給付内容と同様です。

次に、3款地域支援事業の財源内訳について説明をさせていただきます。

国・県支出金は介護予防日常生活支援総合事業に係る国及び県の支出金で、その他は市の負担分と第2号被保険者の保険料となります。

それでは、1項介護予防生活支援総合事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、ナンバー01訪問型サービス事業、支出済額1,972万4,556円のうち、訪問介護相当は、掃除や買い物、洗濯、調理などの家事を自力で行うことが困難な方の支援を行うものです。

次の訪問型サービスAは、調理や食材の確保、洗濯などの日常の生活を支援し、自立を目指すためのサービスです。

次の訪問型サービスCは、課題に応じたリハビリ等の専門職を自宅へ派遣し、短期集中的な指導を行い、生活機能の維持向上を図るものです。

次に、ナンバー02通所型サービス事業、支出済額3,896万3,597円のうち、通所介護相当は介護予防を目的として、通所介護事業所において入浴や食事の提供などの日常生活の世話や、体操、レクリエーション等により機能訓練を行うものです。

次の通所型サービスAは、閉じこもりなどを予防するため、体操やレクリエーション、仲間づくり等の活動を行うものです。

次の通所型サービスCは、リハビリ等の専門職による筋力向上のための訓練を実施し、身体機能の維持、改善を図るものです。

次に、ナンバー03生活支援サービス事業、支出済額31万1,672円は、総合事業として実施している配食サービスに係る経費で、対象者は要支援1、2の認定者と、基本チェックリストで該当になった方であります。

なお、総合事業で対象とならなかった方は、この後説明します任意事業で実施する配食サービスで対応しております。

次に、ナンバー04介護予防ケアマネジメント事業、支出済額847万8,741円は、総合事業

のみを利用する要支援認定者及び基本チェックリストで該当になった方のケアプランに係る経費です。

24ページをお願いします。

2目一般介護予防事業費、ナンバー02一般介護予防事業、支出済額は958万9,951円です。この一般介護予防事業は、65歳以上の全ての方を対象に、介護予防教室の開催や住民主体の通い場の充実、地域の支え手の創出など、地域づくりを推進し、高齢者がいつまでも生きがいや役割を持って生活できる地域の構築を目指す事業です。

①介護予防普及啓発事業、支出済額461万246円は、いきいき健康体操教室などの各教室を民間事業者へ委託して実施した経費や講師派遣料です。

②地域介護予防活動支援事業、支出済額497万9,705円は、いきいきサロンの運営費用、また、社会福祉協議会へ委託して実施しています介護支援ボランティア事業、地域介護予防活動支援事業などに関する費用です。

次のいきいき百歳体操は、住民が主体となり、DVDを見ながらおもりを手首や足首につけ、椅子に座って行う体操で、導入時や評価の際のリハビリ専門職の講師派遣料などです。

次の甲斐市住民主体型地域支え合い活動補助金は、住民が主体となって取り組む地域の支え合い活動を支援するための活動団体への補助金で、8団体に交付しております。

次に、ナンバー04一般介護予防事業、会計年度任用職員等費、支出済額388万4,476円は、一般介護予防事業に係る会計年度任用職員1人分の人件費です。

25ページをお願いします。

2項1目包括的支援事業（任意事業）の財源内訳ですが、国・県支出金は包括的支援事業（任意事業）に係る国及び県の支出金で、その他は市の負担分です。

ナンバー01包括的支援事業、支出済額1,811万2,457円は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるように、地域包括支援センターが中心となり、地域の関係者や医療、介護事業者等との連携を図りながら、高齢者に対する介護、福祉、権利擁護等の包括的な支援を行うものであります。

①包括的支援事業、支出済額112万6,083円は、地域包括支援センターの運営費のほか、夜間、休日の相談窓口業務を民間事業者へ委託しております、在宅介護支援センター事業などに関する費用です。

②在宅医療介護連携推進事業、支出済額22万4,640円は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域や自宅で生活ができるよう、包括的、継続的な在宅医療と

介護の支援体制を構築することを目的として立ち上げた在宅医療・介護連携推進協議会の委員報酬及び他職種連携に向けた研修会等の経費です。

③認知症総合支援事業、支出済額121万1,833円は、小学生をはじめ、市民を対象に開催する認知症サポーター養成講座に係る経費のほか、認知症の方を支援するための事業経費です。

④生活支援体制整備事業、支出済額1,554万9,901円は、元気な高齢者をはじめ、地域住民が担い手として多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進するための事業です。本事業は、社会福祉協議会へ委託し、甲斐市支え合い推進会を中心に活動に取り組み、市内小学校に第2層協議体が立ち上がり、さらに自治会単位などの第3層での活動を広げることを目的に、令和4年度から活動に対する補助金を交付し、事業の推進に取り組んでおります。

26ページをお願いします。

ナンバー02任意事業、支出済額1,330万4,738円は、高齢者が地域で安心して生活が送れるよう、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、高齢者、家族介護者に対し、地域の実情に応じた支援を行うための事業です。

①介護給付費等適正化事業、支出済額38万717円は、ケアプラン点検の実施や介護サービスの利用状況などの内容を記載した通知を利用者へ送付することにより、介護サービス利用状況の確認や介護保険事業に対する意識向上等を図ることを目的に実施をしている事業です。

②長寿安心事業、支出済額1,214万6,536円は、要介護3以上の高齢者を在宅で介護している家族等に介護用品購入のためのクーポン券を交付する介護用品支給事業、独り暮らしの高齢者の見守り等を目的に実施している配食サービス事業や、民生委員が高齢者宅を訪問し、乳酸菌飲料を配布するとともに、安否確認を行う友愛訪問事業などです。

③その他事業、支出済額77万7,485円は、市長申立て等の成年後見制度利用支援事業に係る費用であります。

次に、ナンバー03包括的支援事業（関係職員費）、支出済額1,220万4,792円は、包括的支援事業に係る職員2人分の人件費です。

次に、ナンバー04包括的支援事業（会計年度任用職員等費）、支出済額1,213万8,091円は、包括的支援事業に係る会計年度任用職員4人分の人件費です。

次に、ナンバー05任意事業（会計年度任用職員費）、支出済額263万8,018円は、任意事業に係る会計年度任用職員1人分の人件費です。

27ページをお願いします。

4項1目ナンバー01その他諸費、支出済額39万7,208円は、総合事業の実施に伴う国保連合会への審査支払手数料です。財源内訳は、国・県からの交付金、その他は市の負担分と第2号被保険者の保険料です。

次に、5款1項基金積立金、1目ナンバー01介護保険給付費支払準備基金積立金、支出済額7,143万9,000円は、介護保険事業における財政安定化を図るための基金への積立金です。財源内訳のその他24万1,000円は、給付費支払準備基金の預金利子です。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目ナンバー01第1号被保険者保険料還付金、支出済額79万9,400円は、過年度分の第1号被保険者保険料の還付金です。

28ページをお願いします。

2目第1号被保険者還付加算金の支出はありませんでした。

次に、3目ナンバー01国庫支出金等償還金、支出済額1億2,067万6,117円は、国庫支出金等を決算見込額で算出し、交付を受けているため、給付確定後の翌年度精算に伴う返還金です。

次に、2項繰出金、1目ナンバー01一般会計繰出金、支出済額749万7,737円は、先ほどと同様に、給付額確定後の翌年度に精算して一般会計に返還したものです。

以上、歳出の合計は51億8,613万3,502円です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。質疑ありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 23ページの中小型サービス事業とか訪問型サービス事業あるんですけども、たしか令和5年度でしたっけ、従事者の待遇改善という形でやったと思うんですけども、それはどういうのがあったんですか。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） こちらの訪問型サービスとか通所型サービスに関しましては、本年度介護報酬の改定の見直しがありまして、それに倣いまして単価のほうを増額しておるところでございます。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 臨時物価高騰対策で40万から10万円ぐらいでしたっけ、何かあった

と思うんですけれども、それは令和5年度でしたっけ。

○委員長（清水和弘君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

恐らく令和4年度に実施しました市内の福祉事業所、介護保険関係にとどまらず、障害福祉も含めたものかと思われますが、これは令和4年度に実施しております。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） これに関しては、他市ですけれども、例えば北杜市は今年も補正予算で出したりとかいうことで、制度の改定、あまり事業者にとって役立っていないみたいなんですよね、今年も。訪問介護事業所の閉鎖が続いていますので、その辺のところをちょっと今年もご検討願いたいなということで、次の質問よろしいですか。

○委員長（清水和弘君） どうぞ。

○委員（谷口和男君） 看多機のことについて伺いたいですけれども、213件とかいう形であって、第9期通所計画では、看多機じゃなくて特養と随時訪問型しかないということなんですけれども、これ、の需要がないということなんですか。それとも事業者の応募がないからということなんですか。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 看多機につきましては、前回の8期の計画の中で整備を予定しておりまして、交付金の交付の関係で5年度の完了ができなかったもので、6年度のほうに繰り越して、今年度開設予定となっております。市内では2か所目のということになりますので、その運用の状況などを見ながら、また検討はさせていただければと思いますが、9期の計画におきましては、特養の整備を予定しているというところになります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 24ページのナンバー02、一般介護予防事業の②地域介護予防活動支援事業の甲斐市住民主体型地域支え合い活動補助金なんですけれども、こちら、令和4年度よりも申請団体が増えてとてもよかったなと思うんですが、こちらの補助金の返還金というのはあったんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

当初、各団体から申請いただいた額、余った場合についての返還ですが、そういった団体はございました。

○委員（若尾彰子君） ありがとうございます。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） 去年も多分言ったんですけども、ケアマネジャーの件、認定調査ですね。ケアマネジャーというか、これで甲斐市内でどのぐらいの人数、報酬的には10人という形で出ていますけれども、1,300件、1人当たり130件という莫大な数、1日で割ると3日に1回、それだけの数をこなしている方たちがいらっしやると。この辺についてやっぱり、もちろんこの方たち、民間の方たちでやっていると思うんですけども、その辺について市のほうでは本当にもうちょっと何かできるようなことってないんでしょうか。その辺を伺いたいんですけども。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） こちらの認定調査員につきましては、上のほうは市のほうでお願いしている調査員さん10人なんですけれども、それ以外にその下のほうにあります、介護事業所のほうに委託のほうもさせていただいておりましたり、市の地域包括支援センターの職員のほうにも調査のほうを行っていたりということがありますので、現状としては大体充足しているのかなというふうには思いますけれども、また今後も高齢者も増えていきまして、認定者も増えていくこととは思いますので、調査員の確保などについてもまた取り組んでいきたいと思えます。

○委員長（清水和弘君） 保坂委員。

○委員（保坂 康君） そのほうはぜひお願いして、多分その関係ほとんど結構皆さん辞めていかれる方が多いので、ぜひつなぎ止めるようなものがあればいいかなというふうに思います。

あと、もう1点お願いしたいですけども、高額医療の方たちということで、要支援1、2の方の高額医療というのはちょっと僕にはよく分からないんですけども、その辺というのは何か病気の方たちという形でしょうか。あるいは、要支援1、2じゃなくても、そういう介護とか医療に入っているということは、もう少し上の認定が取れるとかそういうことではないのかなと思うんですけども、その辺を教えてくださいませんか。

○委員長（清水和弘君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） 高額介護サービス費につきましては、1か月に介護サービスの1割から3割、利用者負担合計額が一定額を超えたときには、高額介護サービス費として申請によって支給をされている、そういった制度になっています。

今、2つに分かれている予算は、要支援1、2と、あと要介護1から5で予算を分けているもので、ここに書かれている内容になっています。

○委員長（清水和弘君） 保坂委員。

○委員（保坂 康君） その要支援1、2の方たちですよ。要介護はもちろん分かるんですけども、要支援の方たちが高額医療というのがちょっと僕には分からないんですけども、その辺を教えていただきたいということなんですけれども。

○委員長（清水和弘君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） こちらの利用者負担の上限額というのがありまして、それが所得に応じて、例えば市民税の非課税で老齢福祉年金を受給している人は、1万5,000円を超えた分については要支援1でも2の方でも同じように高額介護サービス費としてこちらのほうからお返しさせていただいている、そういった内容になっております。

○委員長（清水和弘君） 保坂委員。

○委員（保坂 康君） ということは、その1万5,000円というか、そういう上限がそこらへんの上限ということでしょうか、金額的には要支援の方たちというのは。

○委員長（清水和弘君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） お答えします。

支援の方も介護の方も同じように、所得の段階に応じてそれより超えた分については、お支払いになったものについてお返しするものとなっています。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 24ページの02の先ほど若尾委員も質問したところなんですけれども、この第2層までは何とか進んでいるようなんですけれども、そこから自治会に下りたときの第3層というのがなかなか構築できていないところも多くて、その辺の問題点はどんなふうにお考えですか。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 第3層というと、大体おおむね自治会単位ということにはなってくるんですけども、それぞれ自治会の関係する方々などの活動に対する理解であった

りとか、認識であったりとか、そういったところがだんだん広まっていくにしたがって差が出てきてしまっているような状況もあるのかなんていうふうには思っておりますが、なるべくそういったところを埋めていけるように、また、こういった必要性などについての説明とかそういったことを丁寧にしていく必要があるのかなというふうには考えております。

○委員長（清水和弘君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） そのとおりでと思うんですけども、自治会も非常にいろんなものを抱えていて、これをつくったときに、じゃ、誰が主導していくのかというところのリーダー的な方たちの育成というのが非常に必要だとは思うんですけども、そういうものの研修とかそういうことというのはしていらっしゃいますか。

○委員長（清水和弘君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

昨年度、10月の終わり頃にこの支え合いに関するフォーラムというのを開催しました。その後、それを受けてということで、ワークショップを開催しました。フォーラムに参加した後、さらに関心を持っていただける方には、もう少し深く知っていただくという場を設けさせていただきました。去年の11月と今年の1月にかけてでございます。

また、委託している社会福祉協議会の主催となりますが、担い手の養成講座というのも行っております。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 2点ほど、26ページ、成年後見制度利用支援事業とありますが、この利用者数と1件当たりの支援金額というのを教えていただきたい。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 成年後見制度利用支援事業のところですね。

令和5年度につきましては、市長申立てということで5件の申立てを支援を行いました。また、後見人等の報酬の補助ということで、3件に対して72万円の支出をしております。1件当たりというのが、その方によって報酬の金額が変わってくるところもございますので、一概にはあれなんですけれども、大体報酬の補助であれば、1年間で21万8,000円ぐらいから、在宅の方で28万円ということで補助の、家庭裁判所のほうから審判が下りてくることが多いですので、そういった金額になるかと思えます。

以上です。

- 委員長（清水和弘君） 金丸委員。
- 委員（金丸 寛君） 27ページの、基金の積立金ですね、支払準備基金積立金7,100万円、これ今期7,100万円で、累積でどのぐらい基金の積立てがあるか教えていただきたい。
- 委員長（清水和弘君） 藤原課長。
- 長寿推進課長（藤原布美君） 5年度末の基金の残高でございますが、8億1,747万7,000円でございます。
- 委員長（清水和弘君） そのほかございますか。そのほかございませんか。  
若尾委員。
- 委員（若尾彰子君） ちょっとすみません。  
26ページの長寿あんしん事業の中の高齢者緊急通報システム運用事業を利用している実績はどれぐらいでしょうか。
- 委員長（清水和弘君） 中込係長。
- 長寿あんしん係長（中込浩司君） 令和5年度ですが、16名の利用がございました。令和5年度です。
- 委員長（清水和弘君） 若尾委員。
- 委員（若尾彰子君） ありがとうございます。  
このシステムが利用するのいろいろ条件があったかと思うんですけども、これも人数が増えても大体このコストというのは変わらないんでしょうか。
- 委員長（清水和弘君） 中込係長。
- 長寿あんしん係長（中込浩司君） 今の時点では、仮にここで利用者数が5人なり10人増えたとしてもコスト的には影響はないと見ております。
- 委員長（清水和弘君） 若尾委員。
- 委員（若尾彰子君） じゃ、この実際にこの緊急通報システムが作動したといいますか、実際にそのボタン押したというような事例というのはこれまでにあったんでしょうか。
- 委員長（清水和弘君） 中込係長。
- 長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。  
試験でありましたりテストでボタンを押すとか、間違えて押すといったことも多々あります。ただ、恐らくここでは本当に緊急とか何かといったものというのは実際には3件ございました。
- 委員（若尾彰子君） ありがとうございます。

○委員長（清水和弘君） そのほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、次に、所管以外の質疑をします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 老人ホームの入所者数と待機者数、教えてください。

○委員長（清水和弘君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） 令和5年度ですが、入所者数は154名、待機者数は283名。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございませんか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません、25ページの一番下の生活支援体制整備事業なんですけれども、これ先ほど、事業主体が社協が行っているということなんですけれども、これ、何となくさっき話聞いて、社会全体で支えていこうというような内容だったと思うんですけれども、ちょっと分からなかったのが、これ利用者に対してこの負担軽減をするために使われているお金なのか、はたまたそれをサポートする方々に対してなのか、ちょっとその辺はどういうのになっているのか教えてください。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） この生活支援体制整備事業に関しましては、社協のほうに事業のほうを委託しておりまして、こちらの費用につきましてはその社協への委託料、人件費であったりとか、その取組の事業に係る経費などの委託料となっております。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 17ページの福祉空間整備費等補助金の中で、次年度に繰り越しているんですけれども、この繰り越した理由というのは何でしょうか。

○委員長（清水和弘君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） こちらの2施設の建設につきましては、国の補助金の申請が、県のちょっと予算の関係で遅れまして、12月になって決定が下りるとい、そういう流れになってしまったので、それで6年度、今年度に建設を繰り越したものです。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 事業者は決定している中でこういうことになったということですか。

○委員長（清水和弘君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） そのとおりでございます。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうするとこれはその施設整備というのは令和6年度には整備が整うという認識でよろしいですか。

○委員長（清水和弘君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） そのとおりでございます。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

それから、20ページの認知対応型共同生活介護とあるんですが、この事業の内容というのはどんな内容なんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） 認知症の方を対象に、その能力に応じた自立した生活、日常生活を営めるように少人数で共同生活をしながら、入浴や食事の介護その他の日常生活のお世話や機能訓練を行うグループホームです。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） グループホームね。そうすると、その方々が何人か集まって、その方々を共同生活をしながら、共同と書いてある、共同生活をしながら、誰かが、誰かというか指導者といいますか、その方というのは何か資格がある方がやるですか。

○委員長（清水和弘君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） そのとおりでございます。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 分かりました。

先ほどのほかの委員からも質問が出たんですけども、生活支援体制整備事業の中で、この社協に委託ということの説明あったんですけども、それでこれ社協に委託して、それぞれのグループの設置というか、そういうことで取組してもらったんですけども、あと、その社協の役割と、それから市の役割ってどういう形でこの事業を進めているか、ちょっと説明してください。

○委員長（清水和弘君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

市としては、この支え合い事業、生活体制支援整備事業の、第1層、2層、3層と3つの層に分かれております。第1層は、市全体のことでありまして、ここについては市で音頭を取っております。社会福祉協議会においては、小学校区を単位としましたところとか、その一番下の、より地元に着した第3層のところについて主に活動をしていただいております。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今説明の中で、第1層という部分は市がやっているということで、この事業の中で市がやっているというところはどのようなことをやっているんですか。

○委員長（清水和弘君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） お答えします。

実際には、第1層を市が行うとは言っても、社会福祉協議会とは実際には、車でいうと両輪のように一緒に動いていかないといけませんので、先ほど答弁させていただきました、ワークショップがとかフォーラムの開催がといったものについては両者で行っているといったところでございます。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） なるほどね。そうすると、職員の皆さんもそういった場合においては出向いて行って協議をしながら進めていくという認識でよろしいですか。

○委員長（清水和弘君） 中込係長。

○長寿あんしん係長（中込浩司君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（清水和弘君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで歳出についてを終了します。

これより本委員会に付託されました認定第4号 令和5年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第4号 令和5年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を終了します。

〔「この後介護サービスのほうで先ほどのよろしく願います」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 次に、認定第5号 令和5年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思いますのでよろしく願います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明をお願いします。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 引き続きよろしく願います。

認定第5号 令和5年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件について説明をさせていただきます。

決算書の247ページ、歳入歳出決算総括表をお願いします。

予算現額1,795万5,000円、歳入額1,677万6,459円、歳出額1,677万5,575円、歳入歳出差引額884円は、令和6年度に繰り越します。

市では、地域包括支援センターを直営で運営し、介護予防支援事業所の指定を受けております。このため、介護保険特別会計とは別に介護サービス特別会計を設け、要支援1、2の方々のケアプラン作成業務等を行っております。

それでは、歳入につきまして、介護サービス特別会計歳入決算事項別明細書により説明をさせていただきます。

決算書の252、253ページをお願いします。

1款サービス収入、1項1目予防給付費収入、1節居宅支援サービス計画費収入、収入済額1,426万2,060円は、要支援1、要支援2の方で介護予防訪問サービス介護予防通所サー

ビス以外のサービスを利用する方のケアプランの作成業務に係る国保連合会からの収入です。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、1 節職員給与費等繰入金、収入済額122万7,000円は、本事業に係る職員給与費等の一般会計からの繰入金で、会計年度任用職員 1 人分の人件費の一部です。

3 款 1 項 1 目 1 節繰越金、収入済額128万6,399円は、令和 4 年度からの繰越金です。

4 款諸収入、1 項 1 目 1 節預金利子、収入済額は1,000円です。

2 項 1 目 1 節雑入の収入はありませんでした。

以上、歳入の合計は1,677万6,459円です。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

決算書は254、255ページですが、決算参考資料の29ページをお願いいたします。

決算参考資料により説明をさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、ナンバー02総務管理関係会計年度任用職員等費、支出済額413万4,200円は、介護予防支援事業に係る会計年度任用職員 1 人分の人件費です。財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入及び一般会計からの職員給与費等繰入金です。

ナンバー03事務諸費、支出済額 7 万2,336円は、事業に係る事務経費です。財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入です。

次に、2 款事業費、1 項 1 目居宅介護支援事業費、ナンバー01居宅介護支援事業、支出済額1,135万7,640円は、要支援 1、2 の要支援認定者のケアプラン作成を他の民間事業所に委託した際の費用です。財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入及び預金利子です。

次に、3 款諸支出金、1 項 1 目ナンバー01償還金につきましては、支出はありませんでした。

28ページをお願いします。

2 項繰出金、1 目ナンバー01一般会計繰出金、支出済額121万1,399円は、一般会計からの繰入金を精算し、翌年度に返還したものです。

以上、歳出の合計は1,677万5,575円であります。

介護サービス特別会計の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に、所管の委員の質疑を行います。

なお、所管は厚生環境常任委員会です。

質疑はありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） 特別会計ということで。

○委員長（清水和弘君） 保坂委員、ページと事業名。

○委員（保坂 康君） 全般のことなんですけれども、こうやって形で会計を出すわけですが、ほかの市に比べて、やっぱりほかの市ですともう外注、確実に出しているという市もございまして、その辺、前は僕多分言ったと思うんですけども、やっぱりその辺応募がなかったとかね、そういう話も聞いていますけれども、できる限り頑張っただけ、外に出していただいて専門でその事業できるというところを一生懸命探していただいてやっても良かったらいいかなと、その辺はどうでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 委員さんがおっしゃっているのは地域包括支援センターの委託ということになるかと思いますが、また今期新たな計画期間に入ったわけですが、3年間の計画期間の中で、やはりその辺の検討をしっかりとっていくということになっておりますので、またその中で実際委託できるところがあるのかないのかも含めまして、検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員（保坂 康君） よろしくです。

○委員長（清水和弘君） そのほかございませんか。ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、次に所管以外の委員の質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第5号 令和5年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第5号 令和5年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の、失礼しました、これで午前の部は終了しまして、会議の再開、午後1時20分からです。よろしく願います。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時17分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、認定第6号 令和5年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明をお願いします。

久保田市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） お疲れさまです。

市民活動支援課から、認定第6号 令和5年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算認定の件につきましてご説明させていただきます。

決算書の259ページをお願いいたします。

歳入額及び歳出額ともに129万7,541円でありまして、差引額はゼロ円でございます。翌年度への繰越しはございません。

この事業は、国の地域改善対策特別措置法により国の政策として実施された事業でありまして、貸付けは昭和55年から始まり、平成10年の貸付けが最後となっております。貸付け

からの償還と貸付けの財源である県からの借入金に対する償還が主な事業内容であります。昨年11月の総務教育常任委員会及び令和6年度当初予算の審査においてご説明させていただきましたが、令和5年度をもって県への償還が終了したことから、この特別会計を廃止し、貸付者からの償還事務につきましては、本年度から一般会計へ移行したところでございます。

この事業の貸付者は総勢33人でありましたが、既に21人は完済しております。令和5年度の償還対象の12名が返済中でございます。

決算書の264、265ページをお願いします。

決算内容を説明させていただきます。

初めに、歳入であります。1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、一般会計から特別会計への繰入れはございませんでした。

2款繰越金の収入済額は40万2,541円でありまして、前年度からの繰越金となります。

3款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入の収入済額51万8,000円及び2目宅地取得資金貸付金元利収入の収入済額37万6,000円につきましては、貸付者からの過年度分返済金であります。

2項預金利子の収入済額1,000円につきましては、預金利子であります。

3項延滞金につきましては、ありませんでした。

なお、決算書の261ページにございます。令和5年度末の貸付金の収入未済額は1億3,293万9,398円となっております。この回収につきましては、引き続き、電話連絡や戸別訪問により通年を通して催告を行ってまいります。貸付金の回収方法を見直し、早期の完済に向けて努力してまいります。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

決算書の266、267ページと決算参考資料のナンバー4、生活環境部の18ページをお願いいたします。ナンバー4の18ページでございます。

歳出につきましては、決算参考資料に基づき説明させていただきます。

1款事務費、1項事務費、1目住宅新築資金等貸付事業事務費、ナンバー01住宅新築資金等貸付事業につきましては、支出済額が1,673円でありまして、財源は一般財源でございます。事業内容につきましては、貸付者への償還通知等の発送に伴う郵送料でございます。

2款公債費、1項公債費、1目元金、ナンバー01元金につきましては、支出済額が88万7,457円でありまして、財源内訳のその他は貸付金の元利収入であります。事業内容につきましては、新築住宅資金、宅地取得資金の貸付の原資を山梨県から借りたため、その償還元

金でございます。

決算参考資料の19ページをお願いします。

2目利子、ナンバー01利子につきましては、支出済額が3万1,060円でありまして、財源内訳のその他は貸付金の元利収入と預貯金利子であります。事業内容につきましては、山梨県への償還利子であり、1目元金及び2目利子につきましては、これをもって県への償還は完済したところであります。

3款諸支出金、1項繰出金、2目一般会計繰出金、ナンバー01一般会計繰出金につきましては、特別会計から一般会計へ移行することに伴い、特別会計を精算するため、令和5年度の歳入から県償還金及び必要経費を除いた金額37万7,351円を一般会計へ繰り出すものであり、財源は一般財源でございます。

以上が住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算説明になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に、所管の委員の質疑を行います。

所管は総務教育常任委員会です。

質疑はありますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 入のほうで、先ほどの説明だと、1億幾ら、まだ残債があるという話だったですね。そして、これを今、市が返済をしていくという、じゃなくて、分かっている今借りた人たちからこれを回収するわけですね、この1億幾らを回収するまでに、見込みとしては何年かかる、これ。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） 今のペースでいきますと、数字を言うとかかなりの年数になると思います。

○委員（内藤久歳君） だって、今これ見てさ、入が返済の金額が70何万というのが入った分だよ、それで1億なんていったら、70万で1億といったら本当に気が遠くなるそれになっちゃうじゃんね。

それと、1つ問題は、要は残って1億のその返済者が例えば高齢化になっちゃうとか、亡くなっちゃったとか、あとは結局資産になっているから家族の相続のとか、そういう様々な

ことが発生すると思うだよね。現時点で、もう相続放棄とか返せないとか、そういう現状になっているものはあるか。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） 今相続放棄の話が出ました。既に3件ほど、借りていた方が亡くなって相続をされない状態のものがございます。それについて、1件につきましては昨年度から相続財産清算人のほうを裁判所のほうに申し出まして、今処理をしまして、6年度1件、その片がついたような状況です。あと残りの2件につきましては、今その相続人を調べた中で、相続のその方たち払ってもらえるのかどうなのか、払ってもらえないのであれば相続放棄をしていただくとかということもありますので、そういうところを今進めている状況でございます。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで今1件だけはその放棄をして裁判所のほうに手続をしているということなんだけれども、それが放棄をしてその法的にその手続が完了すると、今度はそれは市の財産になるという認識でいいのかな。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） 1件相続財産清算人のほうを申し出たものにつきましては、6年度に相続財産清算人を、弁護士になりますけれども、通して売却をされました。そちらのほうは相続財産清算人のほうと、裁判所のほうで決めました買取り額というものがありますので、それは承認を得たもので売れまして、その手続をするに当たりまして経費等かかりますのでその経費を差し引いたもの、250万円が入ってきた状況でございます。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうするとこういうケースはいろいろ今後出てくる可能性もあるけれども、徐々にそういった形で精算はしていけるという見通しはあるということだね。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民活動支援課長（久保田 浩君） そちらのほうを地道にやっていくしかないのかなとは思っております。

そちらのほう、そういう機会がありましたらできるだけやっていく、手続をした中で精算して、相続財産清算人が手続が終わりましたら、議会のほうに承認を得た中で不納欠損という形で進めていければと思っております。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これね先ほど言ったように、もう予測がつかないほど普通やっているとそういうことになっちゃうと思うんだけど、まだ現状返済している人もいるので二本立てになると思うけれども、できればそういったもう本当に元が取れないような状況になってしまうけれども、やっぱりそうやって市が新たに問題を抱えるよりは、その精算をして整理をして徐々にそういう問題を解決していくという方向で取り組んでもらえればいいかななんて思うので、ぜひ努力を重ねてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第6号 令和5年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第6号 令和5年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時32分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、認定第9号 令和5年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明をお願いします。

伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤 敦君） お疲れさまでございます。

環境課が所管いたします合併浄化槽事業特別会計の決算につきましてご説明させていただきます。

決算書につきましては、299ページからとなります。

まず、決算書299ページの歳入歳出決算総括表であります。歳入額については3,682万2,530円で、歳出額については898万3,989円で、差引き2,783万8,541円を令和6年度に繰り越すものであります。昨年度と比べて繰越金が増額となっておりますが、本年4月からの公営企業会計移行に伴い、環境課が所管する合併浄化槽特別会計が令和6年3月31日で打切り決算となり、令和5年度分の令和6年4月以降に発生する債務は公営企業会計に継承されることに伴い、繰越金が増額になっているところであります。

合併浄化槽事業の概要であります。市内全域の水質環境の保全及びインフラ整備の観点から、令和元年度に対象区域を拡大し、公共下水道計画区域、農業集落排水処理区域、地域し尿処理区域以外の全ての区域を対象に、し尿のみを浄化させる単独処理浄化槽から、し尿と家庭雑排水を浄化する合併処理浄化槽に切り替えることを推進するため、市が合併処理浄化槽を設置し、維持管理を行う事業であります。

それでは、歳入の説明をさせていただきます。

決算書の304ページ、305ページの歳入決算事項別明細書をお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目合併浄化槽分担金は、調定額47万200円に対し収入済額37万1,400円で、収入未済額は9万8,800円、上段の現年分については、収入未済額はありますが、その下段、過年度分におきましては、調定額9万8,800円に対しまして、収入済額はゼロ円と、全額収入未済額となっております。

令和5年度分分担金の納付対象は、令和4年度中に合併浄化槽を整備した4件分と、それ以前に整備した3件分の計7件であります。過年度分の未納者は1人で、平成28年度から分担金の賦課が始まった方であり、滞納整理を行っておりますが、未納となっております。この方は、自宅を建築中に資金不足となり、合併浄化槽は設置したものの、建築工事自体が中断しており、平成28年度から未完成のまま放置されている状況であります。未納者本人とは繰り返し面談、交渉を行い、納付についてお願いしているところであります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目合併浄化槽使用料につきましては、調定額566万8,676円に対し、収入済額は506万9,900円で、59万8,776円の収入未済金が生じたところであります。

現年使用料の納付対象者は235件であります。現年分の未納者は1人で、過年分と合わせ未納となっております。引き続き訪問する中で徴収に努めてまいります。

2項手数料、1目手数料については、配水設備確認検査手数料と督促手数料とを合わせて収入済額8,300円です。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目循環型社会形成推進交付金につきましては、収入済額93万600円で、合併浄化槽3基の設置工事費に係る補助金であります。補助率は補助対象経費の3分の1になります。

次に、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金の収入済額1,267万5,442円につきましては一般会計からの繰入金であり、繰入金の内訳といたしましては、備考欄に記載しているとおり、事務費等が698万5,000円、建設改良費が190万161円、公債費繰入金が379万281円であります。

306ページ、307ページをお願いいたします。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、前年度からの繰越金で、収入済額6万1,488円であります。

6款諸収入については、ございませんでした。

7款市債、1項市債、1目合併浄化槽事業債、収入済額1,770万円につきましては、令和5年度に設置した合併浄化槽3基分に対し、補助対象事業費の30分の17に当たる起債であります150万円と公営企業会計移行に伴う公営企業法適用支援業務委託と会計システム構築支援委託に対する事業の起債1,620万円の合計になります。

以上が歳入であります。

申し訳ありません、先ほど、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目循環型社会形成推進

交付金につきまして、説明で、収入済額93万600円と言ってしまいましたが、93万6,000円の誤りですので訂正のほうをさせていただきます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

歳出につきましては、決算書308ページから311ページになりますが、ナンバー4の決算参考資料でご説明のほうをさせていただきます。

それでは、ナンバー4の決算参考資料20ページをお願いいたします。

最初に、財源内訳を総括的にご説明させていただきます。

まず、国・県支出金、市債につきましては、先ほど歳入でご説明したとおりで、その他の財源については、全て一般会計からの繰入金であります。また、一般財源は歳入の分担金、使用料及び手数料、繰越金となっております。

それでは、順次、事業ごとにご説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー01総務管理費につきましては、支出済額11万2,900円、財源内訳は全てその他になります。事業内容は、くみ取便槽から水洗便所への改造補助金として、1件当たり7万円を補助するものです。令和5年度は1件補助しております。

ナンバー02合併浄化槽分担金徴収費は、支出済額5万3,830円、財源内訳は一般財源です。事業内容は、分担金前納報奨金であります。

ナンバー03合併浄化槽使用料徴収費は、支出済額2万9,571円、財源内訳は全て一般財源です。事業内容は、納付書等の郵送料、口座振替手数料であります。

次に、2款事業費、1項事業費、1目合併浄化槽事業費、ナンバー01合併浄化槽整備事業につきましては、支出済額432万8,061円、財源内訳は国・県支出金が93万6,000円、市債が150万円、その他が152万661円、残りは一般財源です。主な事業内容は、5人槽1基、7人槽2基の3件の設計委託料と合併浄化槽3基の工事費の支出であります。

21ページをお願いいたします。

ナンバー02合併浄化槽維持管理費につきましては、支出済額60万7,858円、財源内訳は、全て一般財源です。主な事業内容は、修繕料として経年劣化によるブローワー等の修繕費及び郵便料です。

次に、3款公債費、1項公債費、1目元金、ナンバー01元金につきましては、支出済額285万1,477円、財源内訳は全てその他になります。事業内容は、平成20年度から平成29年度までに借入れをした起債10本分の元金償還であります。

22ページをお願いいたします。

次に、2目利子、ナンバー01利子は、支出済額93万8,804円、財源内訳は全てその他になります。事業内容につきましては、平成20年度から令和4年度までに借り入れた起債15本分の利子償還であります。

次に、4款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金、ナンバー01一般会計繰出金につきましては、支出済額6万1,488円で、財源は全て一般財源です。事業内容は、令和4年度の繰入金の6万1,488円を一般会計予算へ繰り出すものであります。

最後に、予備費であります。支出はございませんでした。

以上で合併浄化槽事業特別会計の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に、所管の委員の質疑を行います。

所管は厚生環境常任委員会です。

質疑はありますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 質問なんですけれども、この合併浄化槽で、先ほど新築が途中で滞って未収金になっているということなんですけれども、何か新築なんかの場合は出来上がってから補助金を出すとかそういう制度ではないんですか。

○委員長（清水和弘君） 根津環境保全係長。

○環境保全係長（根津秀樹君） 合併浄化槽の設置については、そのお家の申請者が合併浄化槽の変更の申請を出します。で、うちのほうで設計とかしまして工事を発注するんですけども、その申請者が住宅を建てている最中に資金不足ということで工事が止まっています。合併浄化槽自体は設置されていますけれども、その工事が途中で止まっていますので、トイレとか洗面所、そういうところとは接続がされていないんです。で、うちのほうでも、この申請者に分担金の納入について何度か接触しているんですけども、なかなかご本人さんが、会ってもなかなかこの支払いのほうをしてくれないような状況なんです。で、引き続き、また支払いのほうを進めていきたいと思っております。

以上になります。

○委員長（清水和弘君） 質問が、資金提供するタイミングのこと聞いている。

部長、よろしいですか。

望月生活環境部長。

○生活環境部長（望月新路君） 浄化槽を設置して、その方に対して補助をすとかということではなくて、本来、個人が設置するわけなんですけれども、この事業の場合は市が設置をしたので、その設置した時点でもう分担金が発生するというような形になっていますので、個人さんのほうから分担金を徴収する形になります。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） まだ自宅を新築する場合はね、まとめて住宅ローンを借りてそれで浄化槽とか何とかをつけて、個人の資産であり借金であると思うんですけれども、それに対して補助を出したのかなと思ったので、そういうことじゃないということなんです。市の持ち物になっちゃっているわけですね。

○委員長（清水和弘君） 望月部長。

○生活環境部長（望月新路君） そのとおりであります。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 1点だけね、20ページの合併浄化槽分担金徴収費の報奨金というのがあって、この報奨金についてはほかの納税に関するのはもう廃止したようなんだけど、ここはまだ残っていて、この報奨金の内容というか、何%報奨金を出すとか、その辺のところはどうなっているの、報奨金の。

○委員長（清水和弘君） 根津係長。

○環境保全係長（根津秀樹君） 報奨金につきましては、5年分を一括でお支払いする場合は報奨率が19.2%になります。

○委員（内藤久歳君） 19.2%、減額か。

○環境保全係長（根津秀樹君） そうです。

例としましては、7人槽で分担金が10万4,300円になります。5年分を一括でお支払いされると報奨金が19.2%なので、1万8,960円を引いた8万5,340円を。

○委員（内藤久歳君） 納入してもらおうの。

○環境保全係長（根津秀樹君） していただくような形になります。

○委員（内藤久歳君） なるほどね。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうするとまあ、非常にお得な前納金だよ。今までの利子だったら2%かもっと少なかったような気がするんだよ、ほかの税だよ。これをやるというのは当然早く前納してもらおうと回収がやったりが納めてもらう金が有効に使えるという、そういう制度的なものだけれども、これは今後、これは継続してやっていく予定なのか、それともみんなほかのところと考えるとアンバランスで、この事業に関して前納金に出して、ほかの固定資産税とかそういうものについては廃止になっちゃったということがあるので、今後この報奨金制度についても、だんだん市の財政も厳しくなる状況なので、その辺のことも含めて今後検討すべきじゃないかなとは思っただけだけれども、いかがですか。

○委員長（清水和弘君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） こちらのほうに関しましては、下水道区域以外のところでの、やはり浄化槽の設置ということを進めるという観点がありますので、また、こちらの関係が条例及び規則等で決まっている、すみません、規定等で決まっている内容となりますので、また全体的に事業執行、事業をどういうふうに進捗していくかということも含めて今後検討する余地はあるかと思いますが、現在、やはり前納報奨金をかなりご利用されている方も、新築新設で、あるという状況も踏まえることも大事なかなというふうに思いますので、また今後検討のほうを進めるように協議のほうを行いたいと思います。

○委員長（清水和弘君） そのほか質疑ありますか。

樋口委員。

〔「マイクお願いします」と呼ぶ者あり〕

○委員（樋口孝之君） すみません。

20ページが一番上です。01総務管理費の中でちょっと教えてください。

水洗便所を改造したということで、補助金制度で7万円ということですが、これ7万円というのは限度額ということですか、1件当たりの。

○委員長（清水和弘君） 根津係長。

○環境保全係長（根津秀樹君） 補助金は、便槽1基につきまして7万円です。限度額じゃありません。1基7万円になります。

○委員長（清水和弘君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 今これを見ると、1年間で1件だったと、このリフォームブームで1件ということで、これちょっと皆さんにお伝えするということが足りなかったんじゃないのかなと本当知っていれば使ったよという人もいたんじゃない、その辺はどうでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 根津係長。

○環境保全係長（根津秀樹君） 合併浄化槽の申請をする個人のお宅が水洗でない場合なので、この今回のところも敷島地区の中村という地区の方なんです。一応うちのほうでも申請上がってきたとき確認をさせていただいて、このこういう助成金があるということを周知させていただいているんで、こちらから率先してこの周知は今のところはしていません。

○委員長（清水和弘君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） やっぱりある程度の広報とか、ある程度率先してやってもらわないと、やっぱり市民の皆さんも知りたかったわとか、使いたかったわとかあると思うんですけども、その辺を対処できますかね。

○委員長（清水和弘君） 望月部長。

○生活環境部長（望月新路君） 対象となる区域と、あとくみ取式のおトイレが対象となりまして、現在そういう件数が少ないということと、そういう切り替えるときのタイミングでうちのほうでは周知をさせていただいています。なので、大きく広報で周知をしても対象にならないとか、そういう形になりますので、いずれそういうときには周知のほうをしていきたいなと思います。

○委員長（清水和弘君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） もう1点、単純なことなんですけれども、予算現額が1,719万と、ここにうたってあるんですよね。そうすると、支出金額は11万2,900円だったと。全然金額が合っていないんですけれども、これどういう原因なんですかね。

○委員長（清水和弘君） 根津係長。

○環境保全係長（根津秀樹君） お答えします。

合併浄化槽の特別会計を公営企業会計に移行するために、委託をしました。会計システム構築委託、あと公営企業適用移行支援業務委託を出してありまして、その工期が3月いっぱいになっておりますんで、一応成果は出ているんですけれども、細部については3月31日で打切り決算となりますんで、その支払いは4月以降になりますんで、公営企業部のほうで支払いになるということで差額が大きくなっております。

○委員（樋口孝之君） 以上です。分かりました。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） これ、20ページの01合併整備事業の中で、実績として委託3件、工事3件ということなんですけれども、合併浄化槽進めている事業なんで、ちなみに単独浄化槽の世帯ってどのぐらいあるんですかね。

○委員長（清水和弘君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 対象エリアの世帯数が、令和元年度の世帯数が約1,280世帯ということになっています。令和元年度までにいわゆる合併浄化槽の設置、転換等が済んでいる世帯が636世帯ということを考えますと、約650世帯が単独浄化槽かくみ取式ということになるかと思われまます。その後、11世帯が合併浄化槽のほうに切り替えていますので、残りの約640世帯が単独浄化槽かくみ取式の浄化槽の設置というようなことになるかと思われまます。このうちの単独浄化槽かくみ取式のちょっと内訳というものは、現在数値のほうを持ち合わせていませんが、合併浄化槽以外の世帯は約640世帯ぐらいあるかというようなことで理解のほうをしています。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 分かりました。

よく聞くのが生活排水をそのまま水路に流して夏も何か臭うとって、それなりにその世帯に対して周知とかされていると思うんですけれども、どういった周知とかをされているのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（清水和弘君） 根津係長。

○環境保全係長（根津秀樹君） 環境課のほうに浄化槽が臭いとかこういう苦情が来た場合には、年1回の清掃が義務づけられているということを周知をさせてもらって、清掃とかをしてもらうようにしています。

以上になります。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第9号 令和5年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第9号 令和5年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時00分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、認定第7号 令和5年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明をお願いします。

中島上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、上下水道業務課及び工務課が所管いたします地域し尿処理施設特別会計の決算についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、決算書、決算参考資料ナンバー9、決算審議資料、指定管理者導入施設の実績についての4種類でございます。

初めに、事業概要を説明いたします。

この事業につきましては、敷島地区にあります松島団地の地域し尿処理施設の維持管理費

用が主な内容となっております。松島団地の処理施設につきましては、昭和56年に竣工し、処理人槽は1,380人槽、使用戸数につきましては、現在265戸であります。

なお、登美団地につきましては、地元自治会において指定管理を行っておりますので、市からの支出はございません。

それでは、決算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

決算書の271ページをお願いいたします。271ページとなります。

歳入歳出決算総括表であります。

予算現額1,052万6,000円に対しまして歳入額1,047万5,072円、歳出額926万8,494円、歳入歳出差引額は120万6,578円でありまして、翌年度への繰越額となります。

次に、同じく決算書の276、277ページをお願いいたします。

歳入の決算事項別明細書であります。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料、1節地域し尿処理施設使用料につきましては、収入済額707万7,400円であります。こちらは松島団地260世帯からの年間使用料収入であります。

次に、2款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金につきましては、収入済額1万2,000円で、地域し尿処理施設基金運用収入であります。

次に、3款繰越金、1項1目1節一般会計繰入金につきましては、収入済額282万円で、職員1人分の給与費の一部に対する繰入金であります。

次に、4款1項1目1節繰越金につきましては、収入済額56万4,672円で、前年度からの繰越金であります。

次に、5款諸収入、1項1目1節預金利子につきましては、収入済額1,000円となっております。

続きまして、2項1目1節雑入につきましては、収入はありませんでした。

次に、歳出の決算事項別明細書であります。

決算書の280ページ、281ページとなりますが、説明につきましては、決算参考資料ナンバー9に基づきまして説明をさせていただきます。

決算参考資料の5ページをお願いいたします。

1款衛生費、1項地域し尿処理施設費、1目地域し尿処理施設維持費であります。ナンバー01地域し尿処理関係職員費につきましては、支出済額454万1,187円で、財源内訳のその他財源は一般会計繰入金で、それ以外は一般財源となります。事業内容につきましては、下

水道施設係職員1人分の人件費であります。

続きまして、ナンバー02地域し尿処理施設維持費につきましては、支出済額471万5,307円で、財源内訳のその他財源は一般会計繰入金と預金利子で、それ以外は一般財源となります。事業内容につきましては、施設に関わる光熱水費、火災保険料、保守点検委託料等の維持管理経費であります。なお、火災保険料の敷島台団地ではありますが、既存建物の火災保険料となっております。

次に、2款諸支出金、1項基金積立金、1目地域し尿施設基金積立金、ナンバー01地域し尿処理施設基金積立金につきましては、支出済額1万2,000円で、財源内訳のその他財源は基金の運用収入であります。

6ページをお願いいたします。

3款1項1目予備費につきましては、支出はありませんでした。

次に、決算書の283ページをお願いいたします。

財産に関する調書であります。

地域し尿処理施設基金につきましては、令和5年度の積立金が1万2,000円でありましたので、年度末の現在高は3,774万円であります。こちらの基金は、施設の大規模修繕が必要となったときの財源として毎年預金利子分を基金へ積み立てているものであります。

次に、別冊の決算審議資料17ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、地域し尿処理施設特別会計決算状況につきまして、歳入及び歳出の内訳を表とグラフで表したものとなります。

最後になりますが、別冊の決算参考資料、指定管理者導入施設の実績についての13ページ、14ページをお願いいたします。

こちらの主な内容につきまして説明させていただきます。

施設名は双葉登美団地地域し尿処理場であります。

2の指定管理者名は、双葉登美団地污水处理施設管理組合です。

4の指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

6の建設年月日でありますが、昭和63年3月10日で既に36年が経過しております。

7、施設の概要ですが、浄化槽の規模は800人槽であります。

8、利用状況につきましては、加入世帯が166世帯であります。

9の令和5年度指定管理料ではありますが、市からの支出はございません。

14ページをお願いいたします。

10、令和5年度収支決算状況であります。収入の部といたしまして、使用料収入が472万2,000円、繰越金が686万9,527円、諸収入で72円、収入合計で1,159万1,599円であります。支出の部であります。修繕費で97万1,850円、光熱水費で192万4,034円、委託料で166万7,550円など、支出合計で461万5,330円となっております。

以上が地域し尿処理施設特別会計の決算の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

所管は建設経済常任委員会です。

質疑ありますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 5ページの地域し尿処理施設維持費というところで、松島団地、敷島台団地の中で火災保険があるんだけど、これについてはここにあるように建屋があるから、この部分についての保険料だと思いますが、それでいいですか。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 内藤議員のおっしゃるとおりで、建屋の火災保険料、松島団地及び敷島台団地、登美団地の保険料となっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、これの両方ともこの建屋があると。その維持管理、あるいは経費がやっていくためにはかかるけれども、それについては今後市が管理するということになるんだよね。いろいろ何か修繕とか出てくる可能性もあるわけだ、建屋だから。その辺についてはどこが費用を負担するんだ。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 現在運用されています松島団地につきましての修繕につきましては、市のほうの運営管理ということで市のほうで修繕を行っております。登美団地は指定管理で自分たちの自治会で指定管理で事業を行っておりますので、そちらは指定管理料、自分たちの指定管理の予算の中で行っていく形になっておりますので、市からの支出は今ま

でしたことありません。

○委員（内藤久歳君） ないということね。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） はい、以上です。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、敷島台のところはどういうことになるのか。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 敷島台につきましては、令和2年度に公共下水道へのつなぎ込みが完成しておりまして、建物と敷地のみが残っております。敷地につきましては、今後の自治会とどのような活用をするかということを検討していくんですけども、その中で建物を潰すのか、今後何に活用していくのかというのをもう一度自治会と協議をしながら、今回決めていくという形になりますが、まだ建屋がそのまま残っていますので、火災保険等はそのまま存続している状況になっております。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、今後は今の説明で自治会と協議してどうするかということになると思うんですけども、その解体とかそういう費用というのは当然市が負担をして、次の目的に沿って使うようにするには市が全部負担をしてやるということでもいいのかな。そういうことだね。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） そのとおりであります。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 5ページの衛生費02の中で保守点検委託ということで、松島団地のところで266万ぐらい出ているんですけども、まず第一に保守点検業者はどこなんだろうか。

○委員長（清水和弘君） 答えられますか。

中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） すみません、時間をかけて申し訳ありませんでした。

保守点検の業務の内容につきまして、点検業者ということですので、クリーン環境センターという会社のほうが3年契約で令和7年3月までの契約を行ってしまして、定期点検とい

うことで週1回は現地のほうを見たり、水質検査のほうなどを行っております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 保守点検は県のほうの法定点検と市町村の保守点検があるんですけども、これ県のほうの法定点検も行っているんですか、これは。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 県の点検も行わせていただきまして、こちらのほうは点検業務ということで全て保守点検の中に入って含まれております。

以上です。

○委員（樋口孝之君） 以上でいいです。分かりました。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） 質疑がなければ委員の質疑を終了します。

次に、所管以外の質疑はございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） すみません。松島団地とか登美団地ですか、これも敷島台のように下水道につながる方向でやっていくんでしょうか。それとも造り替えというんですか、浄化槽の。それはどういうふうに。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 今後、登美団地のは先行するんですけども、今年と来年度にかけて登美団地のほうも公共下水への取り込み、登美団地が終わり次第、松島団地も公共下水道への取り込みということで、今年度の認可に松島団地も公共水道入れまして、その後下水道へつなぎ込みをしていくという広域化という形で準備のほうを進めております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第7号 令和5年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で認定第7号 令和5年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件を終了します。

〔「農業集落排水事業が終わりましたら休憩取りますので、もう  
願います」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

次に、認定第8号 令和5年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

中島上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 引き続きよろしく願います。

次に、農業集落排水事業特別会計の決算について説明をさせていただきます。

初めに、事業概要を説明いたします。

農業集落排水処理施設は、甲府市の平瀬浄水場北部に位置する吉沢地区寺平集落の水質保全を目的とし建設され、平成7年度の供用開始から29年が経過している施設の維持管理を行っている事業であります。施設名は寺平地区浄化センターで、供用開始は平成7年7月、処理区域面積は3ヘクタールであります。計画戸数は42戸で、現在の使用戸数は37戸であります。計画人数は160人となっており、現在の使用人数は79人という状況であります。

それでは、決算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

決算書の285ページをお願いいたします。

決算書285ページ、歳入歳出決算総括表であります。

予算現額835万1,000円に対しまして、歳入額832万8,536円、歳出額785万2,366円、歳入歳出差引額は47万6,170円でありまして、翌年度への繰越額となります。

同じく決算書の290ページ、291ページをお願いいたします。

歳入の決算事項別明細書であります。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目1節農業集落排水施設維持管理負担金につきましては、収入済額126万5,000円であります。こちらは寺平地区浄化センターの保守点検業務委託料に伴う甲府市からの負担金でありまして、負担率は2分の1となっております。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、1節農業集落排水下水道使用料につきましては、収入済額120万7,044円であります。こちらは対象世帯からの年間使用料収入で、内訳といたしまして現年度分117万8,628円、過年度分2万8,416円となっております。

続きまして、2項1目手数料、2節督促手数料につきましては、収入済額100円で1件分の督促手数料であります。

次に、4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金につきましては、収入済額525万3,000円あります。内訳といたしまして、事務費繰入金が69万5,000円、公債費繰入金が455万8,000円となっております。

次に、5款1項1目1節繰越金につきましては、収入済額60万3,392円あります。

次に、6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目1節延滞金につきましては、収入はありませんでした。

続きまして、2項1目雑入につきましても、収入はありませんでした。

次に、歳出の決算事項別明細書であります。

決算書の294ページ、295ページとなりますが、説明につきましては決算参考資料ナンバー9に基づきましてご説明をさせていただきます。

それでは、決算参考資料の7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー01農業集落排水施設維持管理事業につきましては、支出済額329万3,028円で、財源内訳のその他の財源は一般会計繰入金69万3,662円と甲府市からの負担金126万5,000円で、それ以外は一般財源であります。事業内容につきましては、浄化センター維持管理に伴う光熱水費や保守点検委託料などあります。

次に、2款1項公債費、1目元金、01元金につきましては、収入済額433万8,453円で、

財源内訳のその他財源は一般会計繰入金であります。事業内容につきましては、準公営企業債5件分の償還元金となります。なお、償還完了は令和7年度末となります。

6ページをお願いいたします。8ページをお願いいたします。

2款1項公債費、2目利子、01利子につきましては、支出済額22万885円であります。財源内訳のその他財源は一般会計繰入金であります。内容につきましては、準公営企業債5件分の支払利子となります。

次に、3冠1項1目予備費につきましては、支出はありませんでした。

次に、別冊の決算審議資料18ページをお願いいたします。

こちらは農業集落排水事業特別会計決算状況につきまして、歳入及び歳出の内訳を表とグラフで表したものととなり、地方債現在高を示したものであります。

以上が農業集落排水事業特別会計の決算の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

なお、所管は建設経済常任委員会です。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、次に所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第8号 令和5年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で認定第8号 令和5年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

暫時休憩をいたします。2時40分、再開いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、認定第10号 令和5年度甲斐市水道事業会計決算認定の件を議題とします。

なお、水道事業報告書及び水道事業決算書についての説明及び質疑は、一括で行いたいと思います。

それでは、水道事業報告書及び水道事業決算書について一括で当局の説明をお願いします。

小宮山公営企業部長。

○公営企業部長（小宮山 尚君） 引き続きよろしくお願いたします。

それでは、決算の内容の説明の前に、現在の水道事業の執行状況等についてご説明させていただきます。

甲斐市の水道事業につきましては、甲斐市第2次水道ビジョンにおいて安全な水道、安定性の高い水道、持続可能な健全経営を目標とし、基本理念である「かけがえのない安全でおいしい水をいつまでも」を実現するため、事業運営に取り組んでおります。令和5年度につきましては、片瀬増圧ポンプ場の整備事業に着手しており、令和7年度までに整備を完了させる予定でございます。また、地震等の災害に備えるため、耐用年数を超えた施設等の更新や老朽化が進む水道管の布設替えを重点的に今後行ってまいりたいと考えております。

それでは、これより決算内容につきまして課長から説明させていただきます。

○委員長（清水和弘君） 保坂上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（保坂義実君） それでは、水道事業会計決算書の詳細並びに決算参考資

料の内容等につきましてご説明をさせていただきます。

なお、説明につきましては、公営企業会計の決算書、それから決算参考資料のナンバー 9、双方によって説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、初めに決算書の26ページをお願いいたします。

では説明をさせていただきます。

(3) 議会議決及び認定事項であります。令和4年度から令和5年度への水道事業繰越しの報告が1件、その下の令和5年度補正予算が4件、令和4年度決算認定が1件、令和5年度条例の一部改正が1件、それから令和6年度の当初予算1件の計8件を議決及び認定をいただきました。

続きまして、その下の(4)行政官庁認可事項につきましては、水道事業変更の認可につきまして、計画給水人口及び計画一日最大給水量の変更につきまして令和6年3月22日に国へ申請を行いまして、3月28日付で許可をいただいたところであります。

次に、その下の(5)職員に関する事項につきましては、令和5年度は前年度から職員が1人減となっております。

次に、その下の2、工事、(1)建設改良工事の概況につきましては、一覧表が29、30ページにありますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思えます。

初めに、29ページのほうの内訳であります、設計委託が片瀬配水区域見直しに伴う管路設計業務委託ほか1件、それから配水管布設工事が田富町敷島線の富竹2-3工区ほか4件、それから配水管布設替え工事は篠原地内の竜5-1工区ほか5件、下水道関連工事につきましては、下水道工事に伴う配水管布設替え工事を12件、施設整備工事は西八幡配水場機電設備更新工事ほか10件の工事を実施いたしました。

決算書の27ページのほうに戻っていただきまして、(2)の量水器取付けの概況であります、こちらにつきましては合計で3,585件の取替えを実施いたしました。

その下の(3)漏水修理の概況につきましては、本管の漏水が17件、給水管の漏水が20件、合わせまして合計で37件の漏水工事のほうを実施しております。

続きまして、決算書の28ページをお願いいたします。

ここからは主な点のみの説明とさせていただきます。

初めに、(1)業務量につきましては、期末給水人口は令和5年度末が5万6,406人で、昨年度に比べ132人の増となりました。期末給水栓数につきましては2万6,332栓で、262栓の増加となっております。配水量につきましては、673万1,041立方メートルで3,060立方メ

ートルの増、それから有収水量につきましては591万6,180立方メートルで2万4,685立法メートルの減、それから有収率は87.89%となっております。供給単価につきましては132.55円で0.34円の増、それから給水原価につきましては103.54円で0.03円の増となっております。こちらの給水単価と給水原価の差が利益、もうけとなっております。水を供給するためにかかる費用が、給水原価が103.4円に対しまして供給単価132.55円で供給をしておりますので、有収水量1立方メートル当たりのもうけにつきましては、約29円となっております。給水人口、それから給水栓数につきましてはいずれも増加をしておりますが、給水収益につきましては減少をしております。これは市民をはじめ利用者の節水意識の高揚、それから節水機器等の普及などの影響によるものと思われま

次に、その下の(2)事業収入に関する事項と(3)事業費に関する事項との関係につきましては、(2)事業収入9億3,740万892円から(3)の事業費7億33万3,965円を差し引いた2億3,706万6,927円が当年度の純利益となっております。

決算書の31ページをお願いいたします。

(2)の企業債の概況であります。借入先につきましては、財政融資資金と地方公共団体金融機構の2つであり、双方ともに令和5年度の借入れはございませんでした。その一方で、令和5年度に償還をした額につきましては453万4,373円で、年度末現在高につきましては1,725万487円となっております。償還完了につきましては、令和13年3月の予定であります。

なお、詳細につきましては、39ページに明細書として掲載をしております。

続きまして、決算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

令和5年度の甲斐市水道事業決算報告書となっております。

(1)の収益的収入及び支出、初めに収入であります。

1款水道事業収益の決算額は、10億1,951万6,098円で、内訳につきましては1項の営業収益の決算額は9億2,057万9,693円、2項の営業外収益の決算額につきましては9,893万6,405円、3項の特別利益はありませんでした。

続きまして、支出であります。

1款水道事業費の決算額は7億3,335万4,493円で、内訳につきましては1項の営業費用の決算額は7億2,482万6,140円、2項の営業外費用の決算額は835万541円、3項特別損失の決算額は17万7,812円、4項の予備費の支出はございませんでした。

以上の支出の内容の詳細につきましては、決算参考資料のナンバー9のほうで説明をさせ

ていただきますので、決参考資のナンバー 9、9 ページをお願いいたします。

それでは説明をさせていただきます。

初めに、収益的支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、ナンバー01原水及び浄水費、支出済額は1億6,021万4,278円で、財源内訳のその他は雑収益であり、残りは一般財源であります。雑収益につきましては、飲料水兼用の耐震性貯水槽維持管理負担金であります。事業内容といたしましては、水道施設の運転管理等業務委託費として委託先である株式会社ウォーターエージェンシーへの委託料、塩川ダム受水費につきましては、峡北地域広域水道企業団から双葉地区の一部へ送水をしておりますので、その受水費となっております。

次に、その下のナンバー02配水及び給水費、支出済額8,462万7,836円、財源内訳のその他は雑収益及び一般会計からの繰入れであり、残りは一般財源であります。雑収益につきましては、消火栓の修繕や下水道工事に関連する保証収入、それから児童手当分の一般会計繰入金などあります。事業内容は、上水移動施設系の職員5人分の人件費のほか、検定満了量水器取替え業務として3,585件の取替えを実施しております。また、年間37件の漏水等の修繕のほうを実施しております。

次に、その下のナンバー3受託工事費はありませんでした。

決算参考資料の10ページをお願いいたします。

ナンバー04業務及び総係費、支出済額1億6,930万9,155円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金、それから下水道会計、簡易水道事業会計からの負担金であり、残りは一般財源であります。事業の内訳といたしましては、職員5人分の人件費、それから会計年度任用員2人分の人件費をはじめ、フジ地中情報株式会社に委託をしております収納業務委託料、それから料金会計システム経費のほか、庁舎修繕管理費及び事務費等となっております。

次に、ナンバー05減価償却費、支出済額は3億819万8,074円で、財源内訳は全て一般財源であります。事業の内容といたしましては、有形固定資産原価償却費で簿価上の経費となっております。

次に、ナンバー06資産減耗費、支出済額は246万9,141円、財源は全て一般財源であります。事業の内容といたしましては、機械の取替え工事のため機械及び装置を除去した分と一般管路の布設替え工事のため、建築物を除去した分であり、こちらも簿価上の経費となっております。

次に、ナンバー07その他営業費用、支出済額7,656円は、財源は全額一般財源で、事業の

内容は災害対策用の貯水袋の耐用年数満了に伴い、6リットル用の袋を22袋廃棄しております。

続きまして、決算参考資料の11ページをお願いいたします。

2項の営業外費用となります。ナンバー01支払利息及び企業債取扱諸費、支出済額は41万6,143円で、財源内容は全て一般財源であります。事業の内容は、水道事業債償還利子となっております。

次に、ナンバー02災害対策費、支出済額は331万5,898円、財源は全て一般財源であります。事業の内容といたしましては、災害対策用の貯水袋の出庫分と組立式の給水タンクを5基購入しております。

次に、ナンバー03雑支出の支出はございませんでした。

ナンバー05消費税及び地方消費税、支出済額は461万8,500円、財源は全て一般財源であります。事業内容といたしましては、令和5年度分の消費税及び地方消費税として納付をしたものであります。

次に、その下の3項特別損失、ナンバー04過年度損益修正損につきましては、支出済額は17万7,812円、財源は全て一般財源であります。事業の内容といたしましては、過年度分の還付金14件分であります。

次に、その下のナンバー05その他特別損失の支出はございませんでした。

決算参考資料の12ページをお願いいたします。

4項、ナンバー01予備費の支出はございませんでした。

それでは、再度公営企業会計の決算書8ページ、9ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出につきましてご説明いたします。

初めに、収入であります。

1款資本的収入の決算額は9,007万6,827円で、内訳は3項負担金の決算額は6,455万6,827円、8項の加入金の決算額は2,552万円であります。

次に、その下の支出であります。

1款資本的支出の決算額は6億3,197万4,393円で、内訳は1項の建設改良費の決算額が6億2,744万20円、それから2項の企業債償還金の決算額は453万4,373円であります。翌年度への繰越額は6,296万2,000円であり、不用額は1億1,636万8,607円であります。

なお、資本的支出に対する資本的収入の不足額の補填につきましては、9ページの一番下の表の下に掲載をしておりますので、ご確認ください。

続きまして、支出の詳細につきまして説明をさせていただきます。

再度、決算参考資料のナンバー 9、13ページをお願いいたします。

資本的支出の内容であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、ナンバー01建設工事費、現年の支出済額は1 億2,299 万6,500円、財源内訳のその他は県からの負担金であり、残りは全て一般財源となっております。事業の内容ですが、田富町敷島線に関連する配水管布設工事が4 件のほか、片瀬増圧ポンプ場造成工事などの経費であります。その下の繰越明許につきましては、支出済額が3,812万6,000円、財源内訳のその他は県からの負担金であり、残りは全て一般財源であります。事業内容は、田富町敷島線富竹2－3 工区に係る配水管布設工事であります。

次に、その下のナンバー02改良工事費、現年の支出済額は3 億266万3,900円、財源内訳のその他は工事関連の負担金であり、残りは一般財源であります。事業の内容は、配水管布設工事費をはじめ、志田山本線道路側溝設置工事に伴う水道管工事、それから駒沢配水区の基幹管路耐震化工事などあります。

その下の繰越明許であります。支出済額は1,596万2,100円で、財源内訳のその他は下水道関連の工事に伴う負担金であり、残りは一般財源であります。事業の内容は下水道工事に伴う配水管布設替え工事2 件を実施しております。

次に、決算参考資料の14ページをお願いいたします。

ナンバー03量水器費、支出済額は47万8,520円で、財源は全額一般財源であります。事業の内訳は、新規量水器322個分の出庫費用であります。

次に、ナンバー04固定資産購入費、支出済額は1 億4,721万3,000円で、財源は全て一般財源となっております。事業の内容は、配水場並びに水源における機電設備等の更新工事をはじめ、残留塩素計新設工事、それから取水ポンプの更新工事などを実施しております。

決算参考資料の15ページをお願いいたします。

2 項、ナンバー01企業債償還金、支出済額は453万4,373円で、財源は全て一般財源であります。事業内容は、水道事業債の償還元金となっております。

次にその下のたな卸資産購入限度額、支出済額は255万439円で、財源内訳は全額一般財源となっております。事業の内容は、備蓄用の飲料水として龍王源水2 万7,480本の製造、それから量水器の貯水袋の購入費用であります。

それでは、ここで再度、公営企業会計の決算書の10ページをお願いいたします。

水道事業損益計算書となっております。この指標につきましては、税抜きでの表示となっ

ております。

こちらの計算書につきましては、当年度の事業におきまして、どのような営業活動をしたか、またどれだけの成績を上げたかを示したものであります。

右側の11ページのキャッシュ・フロー計算書につきましては、当年度の事業における資金収支の状況、現金の流れについて活動を区分して示したものであります。

一番下に記載をしてあります資金期末残高につきましては、令和5年度末に水道事業として保有している現金13億8,276万5,389円となっております。

続きまして、決算書の12ページをお願いいたします。

12ページは甲斐市水道事業の剰余金の計算書となっております。剰余金とは資本金の額を超過した部分となっており、その源泉につきましては営業活動によって得たものと、それ以外によって得たものに分かれます。この計算書は当年度中に剰余金がどのように増減変動したかを示す計算書となっております。

表の右から、3列目の一番下に記載をしてある当年度末処理分利益剰余金の5億906万6,927円は、当年度純利益2億3,706万6,927円と、建設改良積立金取崩額の2億7,200万円を合わせた額となっております。

右側の13ページにつきましては、令和5年度甲斐市水道事業剰余金処分計算書（案）となっております。

こちらは12ページの剰余金計算書の一番下の段に記載をしてあります当年度末処理分利益剰余金の5億906万6,927円のうち、既に積み立ててある建設改良積立金を取り崩した2億7,200万円を資本金へ組み入れることで、令和5年度の純利益分の2億3,706万6,927円を新たに建設改良積立金へ積み立てることについて議決を要するものであります。

なお、現段階におきましては決算認定をいただく前でありますので、この剰余金計算書につきましては（案）という形になります。

続きまして、決算書の14、15ページをお願いいたします。

こちらの貸借対照表につきましては、事業の資産、負債、資本などの保有する全ての財産を総括的に示したものとなっております。

また、決算書の33ページ以降につきましては、水道事業会計決算附属の明細書となっております。収益費用明細書をはじめ、固定資産明細書、それから企業債明細書などを掲載しておりますので、改めてご確認をお願いいたします。

令和5年度の水道事業会計決算の説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願

たします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に、所管の委員の質疑を行います。なお、所管は建設経済常任委員会です。

質疑ありませんか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 1点だけ教えてください。

9ページの01番、原水及び浄水費ということで、金額が非常に大きいからちょっと教えていただきたいんですけども、1億1,700万ぐらいから800万ぐらいかかっているということで、先ほど委託がウォーターエージェンシーという会社だと、これ東京の会社ということですか。

○委員長（清水和弘君） 池田上水道施設係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） お答えいたします。

契約補佐していただいている株式会社ウォーターエージェンシーさんにつきましては、山梨営業所ということで執り行っているところでございます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 山梨営業所だけでも、本社はどこなんですか。営業所は山梨でしょう。それ、分からなければいいです。

これ、契約が3年契約とか2年契約とか5年契約とかあるけれども、これ契約年数というのはどういうのになっているんですか。

○委員長（清水和弘君） 池田係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） お答えいたします。

ウォーターエージェンシーさんとの契約につきましては、5年の長期リースという形で執り行っているところでございます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 今回、1億1,800万近くかかっているんですけども、令和4年度から見ると2,200万ぐらい契約金が減っているんですね。これはいいことですけども、これはその契約年数ごとによって割引が効くのか、そういうことで減っているんですか、2,200

万ちよつと。

○委員長（清水和弘君） 池田係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） お答えします。

こちらの委託料の中には施設にかかる電気料が含まれている中で、近年、電気料の高騰とか料金の差が非常に激しいものですから、その辺の影響が大きなところの要因になるかと思えます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 電気料金はかえって上がっているのに、ここ下がっているんですけども、そういうあれでいいんですか。単純で、電気がかからなかったからか。

○委員長（清水和弘君） 池田係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） すみません、電気料につきまして国のほうで高騰の際は助成等もあったものですから、その辺の兼ね合いもあるところでご承知おきいただければと思います。

○委員（樋口孝之君） ありがとうございます。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 9ページの塩川ダムの受水ですが、双葉の全域ですか、それとも双葉の一部なのか、ちょっと説明してください。

○委員長（清水和弘君） 池田係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） お答えいたします。

塩川ダムの受水を受けている施設といたしましては、双葉地区の葦崎よりのほうになるんですが、三島という配水池と、あと笠石という配水池がございます。こちらの2つの配水池におきまして、供給を受けているところがございます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 10ページの水道業務委託なんだけれども、これ前年に比べて、大分上がっているんだけど、この背景についてはどんな流れで増額になったのか、ちょっとその辺の見解を。

○委員長（清水和弘君） 藤井上水道総務係長。

○上水道総務係長（藤井亮一君） 昨年度に比べまして、業務及び総係費が増えた理由なんですけれども、下から2つ、水道事業の適正水道料金の検討支援の業務委託、こちら869万円と、あとその一番下の水道事業届出手続支援業務委託、こちらも同じく869万円なんですけれども、こちら2件は令和5年度だけの委託になっていまして、その分、業務及び総係費が昨年度より増えているという形になっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、全体の金額が上がったということなんだけけれども、もう1点、収納業務委託、これが月々の委託料が前年度と比べてかなり上がっているんだけど、これについてはどういう背景か。

○委員長（清水和弘君） 藤井係長。

○上水道総務係長（藤井亮一君） お答えします。

こちらの収納業務委託に関しましても、5年の、長期の契約になっておりまして、令和4年度までが前の契約で、令和5年度から新しい契約のほうをさせていただきました、5年間の。新しく契約をさせていただくに当たり、やはり人件費とかいろんなものが上がっているということで、この契約自体が、金額が上がったので、令和5年度は令和4年度に比べて、やっぱり上がっているという形になっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは年度の契約期間が切れれば改めて契約することになるんだけど、その折には入札とか、何かそういう格好でやるのか、それとも随意契みたいな格好で継続するのか、その辺の切替えのあれはどういうことになっているのか。

○委員長（清水和弘君） 藤井係長。

○上水道総務係長（藤井亮一君） こちら、収納業務委託に関しましてはプロポーザルによる業者選定のほうをさせていただいています。

以上です。

○委員（内藤久歳君） プロポーザル、なるほどね。委員長、もう1点だけ。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、11ページの消費税及び地方消費税ということで、予算現額

が2,500万で、支出済額が460万ですか。この違いというのは、予算に対して差額が、差が大きいと思うんだけど、この辺の背景はどんな具合ですか。

○委員長（清水和弘君） 八巻経理徴収係長。

○経理徴収係長（八巻加奈君） お答えいたします。

当初予算編成時につきましては、令和4年度ベースで予算編成をさせていただいたところ、令和5年度の決算になりまして発注の工事のほうが増えた関係で仮払いの消費税も増えまして、先に納めてある消費税が増えた結果、最終的に決算で迎えた最終的に納めなければ消費税が減りました。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 分かりました。

こういったことの背景について、やっぱり説明の折に、やっぱりこんだけ額が違うとその背景って分からないから、早く言えば説明してもらおうと質問しなくていいわけで、その辺のところを今後、配慮してもらいたいというふうに思います。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

保坂課長。

○上下水道業務課長（保坂義実君） 説明の際に、今後はきちっと説明させていただきます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第10号 令和5年度甲斐市水道事業会計決算認定の件について順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第10号 令和5年度甲斐市水道事業会計決算認定の件を終了します。

次に、認定第11号 令和5年度甲斐市簡易水道事業会計決算認定の件を議題とします。

なお、簡易水道事業報告書及び簡易水道事業決算書についての説明及び質疑は一括で行いたいと思います。

それでは、簡易水道事業報告書及び簡易水道事業決算書について、一括で当局の説明を求めます。

小宮山公営企業部長。

○公営企業部長（小宮山 尚君） それでは、決算内容の説明の前に、現在の簡易水道事業の執行状況等について説明させていただきます。

甲斐市簡易水道事業については、令和2年4月から公営企業会計として事業運営を行っております。事業運営においては自主財源が乏しく、財源確保が非常に難しい状況でございますが、減価償却費や資産の保有状況等を分析する中で事業の効率化を図りながら、甲斐市第2次水道ビジョンに基づき、事業運営に取り組んでいるところでございます。

また、本年度につきましては、水道管の漏水調査等を実施しており、漏水箇所については早急な修繕を行い、有収率の増加を図り、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

それでは、これより決算内容につきまして、課長から説明させていただきます。

○委員長（清水和弘君） 保坂上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（保坂義実君） それでは、簡易水道事業会計の決算内容につきましてご説明させていただきます。

水道事業会計同様、決算書、それから決算参考資料のナンバー9、双方により説明のほうをさせていただきます。

それでは初めに、公営企業会計の決算書の64ページをお願いいたします。

それでは説明させていただきます。

初めに（３）議会議決及び認定事項であります。

令和５年度の補正予算３件、それから令和４年度の決算認定が１件、令和５年度条例の一部改正が１件、それから令和６年度の当初予算１件の計６件を議決及び認定をいただいたところであります。

次に、（４）の行政官庁認可事項につきましては、令和５年度簡易水道事業債について、７月２５日に山梨県のほうへ提出をし、８月３１日付で許可をいただいたところであります。

次にその下の（５）職員に関する事項であります。前年度と比較いたしまして職員の増減はありません。なお、簡易水道事業の担当職員は１人と記載をしておりますが、これは会計上の人数となっており、実際には複数人で業務のほうを行っております。

次に、２、工事、（１）建設・改良工事の概況につきましては、令和５年度は、該当はございませんでした。

続きまして、６５ページをお願いいたします。

（２）量水器取付の概況であります。令和５年度は口径１３ミリを４件の取替えを行いました。

その下の（３）漏水修理の概況につきましては、給水管の漏水４件の修理を実施しております。

次に、決算書の６６ページをお願いいたします。

３、業務、（１）業務量であります。表の一番下に記載をしております供給単価と給水原価につきましては、水を供給するためにかかる費用である給水原価は５５５．６９円に對しまして、水を供給する単価が１３１．１１円となりましたので、有収水量１立方メートル当たりでは約４２５円の赤字となっております。

次に、（２）事業収入に関する事項と（３）事業費に関する事項との関係につきましては、（２）の事業収入９、２５６万６、４２０円から（３）の事業費９、０５７万８、２８８円を差し引いた１９８万８、１３２円が当年度の純利益となっております。

決算書の６７ページをお願いいたします。

４の会計、（１）重要契約の要旨であります。１件３００万円以上の工事２件の契約内容を記載しております。

次に、６８ページをお願いいたします。

（２）企業債の概況となっております。

令和5年度に借り入れた額4,460万円は、財務省財政融資資金からの借入れとなっております。また、令和5年度中に償還をした額につきましては4,719万4,602円で、年度末残高は1億6,840万967円となっております。なお、こちらの詳細につきましては、決算書の75、76ページの企業債明細書を併せてご参照願います。

続きまして、決算書の44、45ページをお願いいたします。

令和5年度の甲斐市簡易水道事業決算報告書となっております。

初めに、(1)の収益的収入及び支出であります。初めに収入であります。

1款の水道事業収益の決算額は9,408万301円で、内訳は1項営業収益の決算額が1,674万8,484円、2項の営業外収益の決算額は7,733万1,817円、3項の特別利益はありませんでした。

次に、その下の支出であります。

1款水道事業費用の決算額は8,809万7,175円で、内訳は1項営業費用の決算額が8,436万830円、2項の営業外費用の決算額は338万8,750円、3項の特別損失の決算額は34万7,595円、4項の予備費の支出はありませんでした。

以上の支出の詳細は決算参考資料のほうの16ページをお願いいたします。

それでは説明させていただきます。

1款水道事業費用、1項営業費用、ナンバー01原水及び浄水費、支出済額1,269万52円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、残りは一般財源であります。事業内容につきましては、清川浄水場をはじめ、各施設の電気料、それから電話の回線料、施設の保守点検、水質検査等の委託料などあります。

次に、ナンバー02配水及び給水費、支出済額は543万8,401円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金であり、残りは一般財源であります。事業の内容は、施設の保守点検や警備等の委託料、それから漏水修繕などあります。

次にその下のナンバー03の受託工事費はありませんでした。

決算参考資料の17ページをお願いいたします。

ナンバー04業務及び総係費、支出済額は878万9,535円で、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金であり、残りは一般財源であります。事業内容は、上水道施設係職員の1人分の人件費のほか、陸沢、清川、吉沢地区の検針業務の委託料、それから会計システムに係る経費などあります。

次に、ナンバー05減価償却費、支出済額は5,565万5,891円で、財源は全額一般財源とな

っております。事業内容は、有形固定資産減価償却費で簿価上の経費となっております。

次に、ナンバー06資産減耗費、支出済額は178万6,951円で、財源は全額一般財源であります。事業内容につきましては、事業によって撤去除去をされました機械及び装置の資産減耗分であり、これも簿価上の経費であります。

次に、その下のナンバー07その他の営業費用の支出はありませんでした。

続きまして、決算参考資料の18ページをお願いいたします。

2項営業外費用、ナンバー01支払利息及び企業債取扱諸費、支出済額は307万6,050円で、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金であり、残りは一般財源であります。事業の内容は簡易水道事業債の償還利子となっております。

次に、ナンバー05消費税及び地方消費税、支出済額は31万2,700円で、財源は全額一般財源であります。内容は、令和5年度分の消費税及び地方消費税として納付をしたものであります。

次に、その下の3項特別損失、ナンバー04過年度損益修正損、支出済額は34万7,595円で、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金であり、残りは全額一般財源となっております。内容につきましては、漏水に伴う減免の過年度分の調定分となっております。

次にその下のナンバー05その他特別損失の支出はありませんでした。

続きまして、決算参考資料の19ページをお願いいたします。

4項、ナンバー01予備費の支出はございませんでした。

それでは、再度、公営企業会計の決算書のほうの46、47ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出につきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに収入であります。

1款資本的収入の決算額は6,194万5,000円、内訳であります。1項の企業債の決算額が4,460万円、3項の負担金はありません。次に、7項の補助金の決算額は1,725万7,000円、8項の加入金の決算額は8万8,000円であります。

次に、その下の支出であります。

1款資本的支出の決算額は9,179万9,602円で、内訳は1項建設改良費の決算額が4,460万5,000円、2項の企業債償還金の決算額が4,719万4,602円となっております。

なお、資本的支出に対する資本的収入の不足額の補填内容につきましては、47ページの表の下段に掲載をしております。

次に、資本的支出の詳細につきましては、決算参考資料のナンバー9、20ページをお願

いたします。

それでは説明をさせていただきます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、ナンバー02改良工事費、その下のナンバー03量水器費の支出はございませんでした。

次に、ナンバー04固定資産購入費、支出済額は4,460万5,000円、財源内訳は企業債及び一般財源となっております。事業の内容は簡易水道施設における機電設備、それから清川浄水場、フロキュレーター及び漆戸の送水ポンプ室ポンプ更新工事であります。

決算参考資料の21ページをお願いいたします。

2 項、ナンバー01企業債償還金、支出済額は4,71万4,602円で、財源は全額その他財源であり、一般会計からの繰入金となっております。内容は簡易水道事業債の償還元金となっております。

次に、その下のたな卸資産購入限度額、支出済額は3,190円で、財源は全て一般財源となっております。内容は量水器2個の購入費用となっております。

続きまして、再度、公営企業会計の決算書のほうの48ページをお願いいたします。

それでは説明させていただきます。

簡易水道事業の損益計算書となっております。こちらの指標につきましても税抜きの表示となっております。

こちらにつきましても、当年度の事業におきまして、どのような営業活動をしたか、またどれだけの成績を上げたかを示した計算書となっております。

決算書の49ページ、右側のページになりますが、簡易水道事業のキャッシュ・フロー計算書につきましては、令和5年度事業における資金収支の状況、現金の流れにつきまして活動を区分して示したものとなっております。

こちらの一番下の資金期末残高は、令和5年度末に簡易水道事業として保有をしている現金残高として6,593万3,418円となっております。

続きまして、決算書の51ページをお願いいたします。

令和5年度の簡易水道事業欠損金処理計算書であります。

こちらにつきましては、左側の50ページの欠損金の計算書におきまして、50ページの表の一番下の段の右から3列目に記載をしております当年度未処理欠損金が生じていることを表しております。

次に、決算書の52、53ページをお願いいたします。

貸借対照表となっております。

この指標につきましては、事業の資産、負債、資本などの保有する全ての財産を総括的に示したものとなっております。

また、本決算書の69ページ以降につきましては、簡易水道事業会計決算附属明細書となっており、収益費用明細書をはじめ、固定資産明細書、それから企業債明細書などを掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

簡易水道事業会計の決算の説明は以上であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に、所管の委員の質疑を行います。なお、所管は建設経済常任委員会です。

質疑ありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この簡易水道は、給水戸数は総数で何戸だったのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 藤井係長。

○上水道総務係長（藤井亮一君） お答えします。

令和5年度末の期末の給水栓数でお答えをさせていただきます。期末の給水栓数につきましては505栓です。よろしく申し上げます。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第11号 令和5年度甲斐市簡易水道事業会計決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第11号 令和5年度甲斐市簡易水道事業会計決算認定の件を終了します。

次に、認定第12号 令和5年度甲斐市下水道事業会計決算認定の件を議題とします。

なお、下水道事業報告書及び下水道事業決算書についての説明及び質疑は一括で行いたいと思います。

それでは、下水道事業報告書及び下水道事業決算書について、一括で当局の説明を求めます。

小宮山公営企業部長。

○公営企業部長（小宮山 尚君） それでは、最後の事業会計となりますけれども、よろしくお願いたします。

下水道事業の執行状況について、まず初めに説明させていただきます。

下水道事業につきましても、公営企業会計として事業運営を行っておりますが、経営状況は非常に厳しい状況であり、一般会計からの繰出金に依存している状況でございます。

令和5年度には、持続的かつ安定的な事業運営を図るため、自主財源の確保は必要であることから、下水道使用料の料金改定を実施したところでございます。今後につきましても、公共下水道への加入率の増加を図り、自主財源の確保に取り組むとともに、下水道整備の推進及び地震等の災害に強い施設づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、決算内容につきまして、課長から説明させていただきます。

○委員長（清水和弘君） 保坂上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（保坂義実君） それでは、下水道事業会計の決算の内容につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、公営企業会計の決算書100ページをお願いいたします。

それでは説明をさせていただきます。

初めに、（3）議会の議決及び認定事項であります。

令和4年度から令和5年度への下水道事業会計予算繰越の報告が1件、それから令和5年

度補正予算が4件、令和4年度の決算認定1件、令和6年度の当初予算の予算案が、当初予算が1件、それから下水道使用料の改定に伴う条例の一部改正が1件、水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正が1件、合わせまして9件の議決及び認定等をいただきました。

続きまして、その下の(4)行政官庁認可事項につきましては、令和5年度下水道事業債の申請を山梨県に提出し、3件の許可をいただいております。

次に、(5)職員に関する事項につきましては、令和5年度の職員数につきましては、前年度と同様11人となっております。

次に、2、工事、(1)建設・改良工事の概況につきましては、102ページの一覧を含む内容となっておりますが、管渠の布設工事が21件、合計の布設延長が3,381.47メートル、それからマンホールトイレシステムの設置工事は2件、マンホール8か所、災害用のトイレが14基、汚水ます設置工事が48か所、汚水ます等の改修工事が3か所の工事を令和5年度に実施いたしました。なお、詳細につきましては、後ほど決算参考資料によりましてご説明させていただきます。

続きまして、右側の決算書の101ページをお願いいたします。

3の業務、(1)の処理状況についてであります。

こちらも主な点のみの説明とさせていただきます。

初めに、処理区域面積につきましては、令和5年度末で1,311.33ヘクタール、対前年度比につきましては15.09ヘクタールの増となっております。下水道の普及率は甲斐市全体の人口に対する処理区域内の人口の割合となっており、78.92%で昨年度に比べて0.49%の増となりました。その下の水洗化率につきましては、処理区域内の人口に対する下水道接続世帯の人口の割合は88.07%で、昨年度に比べ0.28%の増となっております。その下の有収水量につきましては、558万3,115立方メートルで、6万2,280立方メートルの増、それから、有収率は94.58%で、0.03%の減となりました。

次に、(2)事業収入に関する事項は、(2)の事業収入が16億3,338万6,334円から(3)の事業費16億2,198万6,635円を差引きした1,139万9,699円が当年度の純利益となっております。

次に、決算書の103ページをお願いいたします。

(2)企業債の概況につきましては、借入残高の一覧表となっております。令和5年度に借り入れた額は財政融資資金の4億2,090万円と、銀行等引受地方債の5,960万円の合計4

億8,050万円で、令和5年度中に償還をした額が9億4,116万9,082円で、年度末の残高は106億1,825万3,670円となっております。借入先につきましては、財政融資資金が105件、地方公共団体金融機構が113件、かんぽ生命が18件、銀行等引受地方債が22件の合計258件で、この内容は決算書の134ページの下段の(4)企業債種類別表として記載をしておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。また、企業債の明細につきましては本決算書の112ページから133ページに掲載をしております。

続きまして、決算書の80、81ページをお願いいたします。

令和5年度甲斐市下水道事業決算報告書、(1)の収益的収入及び支出であります、初めに収益的収入であります。

1款の下水道事業収益の決算額は16億8,583万8,171円で、内訳は1項の営業収益の決算額が5億7,879万9,413円、2項の営業外収益の決算額は11億703万1,746円。3項の特別利益の決算額は7,012円であります。

次にその下の支出であります。

1款下水道事業費用の決算額は16億5,412万476円で、内訳は1項の営業費用の決算額が14億7,909万432円、2項の営業外費用の決算額が1億7,473万3,908円、3項の特別損失の決算額が29万6,136円、4項の予備費の支出はありませんでした。

以上の支出の詳細は決算参考資料のナンバー9で説明をさせていただきますので、決算参考資料の22ページをお願いいたします。

それでは説明をさせていただきます。

収益的支出であります。

1款下水道事業費用、1項営業費用、ナンバー01管渠費、支出済額は3,787万171円で、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金と水道事業会計からの負担金となっており、残りは一般財源であります。事業内容につきましては、下水道施設系の職員1人分の人件費のほか、マンホールポンプの維持管理費、ポンプの交換工事等施設の維持管理に必要な委託料修繕料のほか、事務の消耗品費等であります。

決算参考資料の23ページをお願いいたします。

ナンバー02受託工事費、支出済額は140万8,000円で、財源は全額一般財源であります。事業の内容は、県の工事に関係する下水道施設の受託工事であります。

次にその下のナンバー03業務及び総係費、支出済額は1億2,085万9,173円で、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金であり、残りは一般財源であります。事業の内容は、下水

道業務課職員の5人分の人件費をはじめ、下水道使用料徴収委託、会計システムの借上げ及び改修に伴う支出であり、24ページにわたって記載をしております。

次に、決算参考資料の24ページをお願いいたします。

ナンバー04流域下水道維持管理費、支出済額は4億8,562万7,938円で、税源内訳のその他は一般会計からの繰入金であり、残りは一般財源であります。事業の内容は、富士川町にあります山梨県釜無川流域浄化センターへ支払う汚水処理費、それから流域下水道の維持管理負担金となっております。

次に、その下のナンバー05減価償却費、支出済額は8億3,332万5,150円で、財源は全額一般財源であります。事業の内容は、有形及び無形固定資産減価償却費であり、簿価上の経費となっております。

次に、ナンバー06資産減耗費、その下のナンバー07のその他営業費用につきましては、支出はございませんでした。

決算参考資料の25ページをお願いいたします。

2項営業外費用、ナンバー01支払い利息及び企業債取扱諸費、支出済額は1億6,658万2,708円で、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金であり、残りは一般財源であります。事業の内容は、公共下水道建設費の財源として借入れをしました企業債の償還利子と一時借入金の償還利子であります。

次に、その下のナンバー03雑支出の支出はございませんでした。

次に、ナンバー05消費税及び地方消費税には、支出済額が815万1,200円で、財源は全額一般財源となっております。内容につきましては、令和5年度の分の消費税及び地方消費税として税務署へ納付したものであります。

次に、その下の3項特別損失、ナンバー04過年度損益修正損、支出済額は29万6,136円で、財源は全額一般財源であります。主な内容につきましては、下水道使用料の過年度の還付分12件分と、過年度調定更正の7件分であります。

その下の4項、ナンバー01予備費の支出はありませんでした。

それではここで、再度、公営企業会計の決算書の82、83ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出につきましてご説明いたします。

初めに収入であります。

1款資本的収入の決算額は9億9,128万8,952円で、内訳は、1項企業債の決算額が4億8,050万円、4項の負担金の決算額が3,532万8,022円、5項国庫補助金の決算額が1億

2,821万3,000円、7項の補助金の決算額は3億4,424万7,930円であります。

次に、その下の支出であります。

1款資本的支出の決算額が15億5,442万4,958円で、内容は1項の建設改良費の決算額が6億1,325万5,876円、2項の企業債償還金の決算額が9億4,116万9,082円であります。なお、資本的支出に対する資本的収入の不足額の補填内容につきましては、右側の83ページの表の下に説明を掲載しております。

資本的支出の詳細につきましては、再度決算参考資料のナンバー9、26ページをお願いいたします。

それでは、資本的支出の内容を説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、ナンバー01建設工事費、現年の支出済額は4億5,330万1,460円で、財源内訳の国・県支出金は社会資本整備総合交付金であり、企業債は公共下水道事業債、その他は県道の整備に伴う工事負担金と一般会計からの繰入金であり、残りは一般財源となっております。事業の内容は、下水道施設系の職員1人分の人件費をはじめ、公共下水道管渠布設工事、それからマンホールトイレ設置工事、公共下水道管渠実施設計業務委託等であります。

次に、その下の繰越明許の支出済額は9,910万6,086円で、財源内訳の国・県支出金は社会資本整備総合交付金、企業債は公共下水道事業債で、残りは一般財源となっております。事業内容は、県道への管渠布設工事と水道施設移設等の補償料2か所分となっております。

次に、その下のナンバー03流域下水道建設負担金、支出済額は5,551万9,930円で、財源内訳の企業債は流域下水道事業債であり、その他につきましては一般会計からの繰入金、残りは一般財源となっております。内容は、釜無川流域下水道への建設負担金となっております。

次に、ナンバー04固定資産購入費、支出済額は532万8,400円、財源内訳の国・県支出金は社会資本整備総合交付金（防災・安全）の2分の1の補助金であり、残りは一般財源となっております。事業の内容は、災害時の応急復旧用可搬ポンプの購入費用であります。

次に、2項、ナンバー01企業債償還金、支出済額は9億4,116万9,082円であり、財源内訳の企業債は公共下水道事業債、その他につきましては一般会計からの繰入金であり、残りは一般財源となっております。事業内容は、下水道事業債の償還元金であります。

以上が資本的支出の内容であります。

それでは再び、公営企業会計の決算書84ページをお願いいたします。

それでは説明をさせていただきます。

下水道事業損益計算書であります。

ここでは令和5年度中の事業におきまして、どのような営業活動をしたか、それからどれだけの成績を上げたかを示すものとなっております。

右側の85ページのキャッシュ・フロー計算書につきましては、令和5年度事業における資金収支の状況を活動ごとに区分して示したものとなっております。

一番下の資金期末残高につきましては、令和5年度末に下水道事業として保有している現金が3億7,492万5,509円となっております。

次に決算書の87ページ、剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

前のページ、86ページの剰余金計算書の一番下の段にあります当年度未処分剰余金1,139万9,699円を新たに建設改良積立金へ積み立てることについて、議会の議決を要するものがあります。なお、現時点では決算認定をいただく前となっておりますので、この剰余金計算書は（案）という形となっております。

次に、決算書の88、89ページの貸借対照表をお願いいたします。

こちらの貸借表につきましては、事業の資産、負債、資本など、保有する全ての財産を総括的に示したものとなっております。なお、決算書の105ページからは下水道事業会計決算附属明細書となっております。収益費用明細書をはじめ、固定資産明細書、それから企業債明細書などを掲載しておりますので、改めてご確認をお願いいたします。

下水道事業会計の決算内容の説明は以上であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に、所管の委員の質疑を行います。なお、所管は建設経済常任委員会となります。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさんです。

確認です。参考資料の26ページ、最終のページですけれども、01の建設工事費の中に公共下水道管渠布設工事19工区の現年度分と、その下の繰越明許あるんですけれども、初めの説明ですと令和5年度全長が3,381.47メートルとあるんですけれども、これで令和5年度終わりとして、そうすると甲斐市全体の大体、どのぐらいまで進んでいるかをちょっとお知らせ願いたい。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 甲斐市全体の令和5年度末の整備率になってきます、工事を行っていますので。

○委員（藤原正夫君） はい、はい。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 整備率につきましては72.74%となっております。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。大分進んでいるようで安心しているところで、その中で、01の中の一番下、水道施設移転等の補償料で2か所、これが説明ですと県道をまたぐから県のほうに補償料を払うということと思うんですけども、こんなに1か所が200万ぐらい払うんですかね。そこの説明をちょっとお願いしたいんですけども。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 水道施設の移設の補償料につきましては、下水道管渠を入れる際に上水道の水道管渠がそのまま当たりますので、そのやり替えを行っていただくという形の、こちら2か所になっていまして、こちらの主な箇所というのが繰越明許をやっていきます県道部分で、やはり大きい水道管が当たってしましまして、その分を2か所、繰越明許をさせていただきましたので、その部分の補償料という形で407万7,386円という金額となっております。

以上です。

○委員（藤原正夫君） 説明ありがとうございます。分かりました。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今後、こういうところも何件か出てくるということがあるということですか。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 下水道の工事を行う際には、甲斐市内であれば甲斐市の水道業務のほうへ、そういった水道の移設補償料ということでお支払いする部分。現年の分であれば、この真ん中に水道施設移設補償ということで17か所とあるんですけども、下水の工事をする箇所はほとんど水道管が当たってしまいますので、敷島地区であれば甲府市の水道局にお願いいたしますので、甲府市の水道局のほうに移設補償料を支払って、その水道の管理者のほうにこの補償料を支払うという形になっております。

以上です。

○委員（藤原正夫君） 了解しました。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） すみません、さっき登美と松島団地の接続の話があったんですが、ちょっとメモし損ねたので、年度をちょっと教えてください。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 登美団地につきましては今年度と来年度、2か年で接続のほうを行う予定を立てております。松島団地につきましては、登美団地が終了次第ということなので、その後に松島団地のほうに取りかかるということで、今、予定を立てております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほか、質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 26ページの固定資産購入のところで、災害復旧ポンプ購入とあるんですけども、これは1台購入したのか。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） こちらのポンプにつきましては2台購入させていただきまして、災害時に汚水を次のマンホールへ送ったり、管渠が詰まったときに飛び越して送るような、高圧のポンプの施設を2台購入させていただきました。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 今現在、このような、同じようなポンプというのはほかに何台か所有しているのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 下水道事業では、この災害応急復旧可搬ポンプを今回初めて2台購入させていただきましたので、初めてのこちらの設備の準備となります。

以上です。

○委員（加藤敬徳君） 分かりました。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 決算書の84ページの損益計算書です。これのところで、ちょっと聞きたいんですけども、営業収益で使用料が5億2,000万となっていて、先ほどの上水道のほう、あれが7億8,000万ということなんですけれども、単価は多分下水道の使用料のほうが高かったと思うんですけども、下水道につないでいる人が少ないということなんですしょうか。

○委員長（清水和弘君） 保坂課長。

○上下水道業務課長（保坂義実君） こちらの料金につきましては、上水道と下水道の料金につきましては、上水道のほうの料金のほうが高額になっておりますので、下水道料金のほうが下回っているという状況になっております。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） それで、上水道の範囲は旧竜王地区と旧双葉地区ですよ。下水道は旧敷島地区も範囲に入っているということですか。

○委員長（清水和弘君） 保坂課長。

○上下水道業務課長（保坂義実君） おっしゃるとおりで、下水道のほうは敷島地区のほうも下水道の区域に含まれております。

○委員長（清水和弘君） 質疑はそのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました認定第12号 令和5年度甲斐市下水道事業会計決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第12号 令和5年度甲斐市下水道事業会計決算認定の件を終了します。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

委員各位におかれましては、延べ5日間にわたる慎重審査に誠にご苦労さまでございました。

なお、8月28日に配付いたしました令和7年度当初予算の要望書につきましては、所管する常任委員会、特別委員会の事業で最も重要なものを1事業選定の上、9月20日金曜日正午までに事務局へ提出をお願いいたします。

また、9月6日金曜日は午後2時から議会運営委員会、2時30分から全員協議会、3時から本会議となります。

クールビズ期間であります。議場では上着着用をお願いいたします。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時12分